

明治・大正期滋賀県における人の移動

坂 野 鉄 也

序

前稿「明治・大正期における滋賀県出移民史再考のために——県統計書の活用」（滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第51号、2018年3月、57-71頁。）において、滋賀県出移民史研究に残された課題について論じたが、そこではふたつの問題点を提示した。まずひとつは、出移民が社会的な現象としての総体的な人の移動のなかに位置づけられてこなかったことである。従来の研究では、いわゆる「海外移住」、すなわち日本の非勢力圏への移住のみが対象とされており、勢力圏である「外地」への移住も

「内地」での移動もまったく視野のそとにおかれ、滋賀県における人の移動が部分的に切り取られていただけであった。もうひとつの問題点は、ひとつめと結びついているが、先行研究でも用いられていた滋賀県統計書という資料がかならずしも十分に利用されていないことである。多くの統計情報を含む県統計書のなかで、海外移住に直接的にかかわる統計のみが使用されたのである。本稿はこれらの課題への応答のひとつとして、滋賀県統計書に記されているデータを用いて、滋賀県における人の移動を市町村レベルから総体として示すことを目的とする。

如上のとおり、明治・大正期の滋賀県における人の移動にかんしては、いわゆる海外移住と

-
- 1) 現在の滋賀県では大まかな地域区分として、「湖北」「湖東」「湖南」「湖西」という表現が一般に用いられ、県行政の地域区分としても「湖東地域」という表現が用いられる。これはおおよそ旧犬上郡および愛知郡をさすが、地理学で用いられる「湖東」という表現は「湖東平野」（旧郡名でいえば、犬上郡、愛知郡、神崎郡、蒲生郡、野洲郡の琵琶湖に近い低地部）に基づいたものであり、両者のあいだに明確な差異が存在している。そのため本稿では引用のばあいを除いて「湖東」という表現を用いない。
 - 2) 磐田村からの移民にかんする先駆的研究である立命館大学のグループによる研究で谷岡武雄は、繰りかえされる水害を移民の背景に指摘した（谷岡 武雄「湖東移民村の地理的環境」『立命館大学 人文科学研究所紀要 特集 湖東移民村の研究』第14号、1964年3月、8-10頁）。しかしながら、琵琶湖水害として最大規模といわれる1896（明治29）年の水害も当該地域のみに甚大な被害を与えたわけではなく琵琶湖沿岸に限らず、琵琶湖に注ぐ河川沿岸にも被害が広がっており、地域的な特性とはいえない。じっさい福田徹は、「水害が離村の契機となるならば、絶えず水害が繰りかえされてきた琵琶湖沿岸諸町村に及ぶはず」として、「湖東地域」からの「出移民の一つの要因」とするにとどめた（福田 徹「滋賀県における北米移民の空間分布」戸上宗賢編『アメリカン・ジャパニーズ——移住から自立への歩み』ミネルヴァ書房、1986年、45頁）。また、前稿で示したとおり、移住者のピークの最初のものは1907（明治40）年にあるが、明治40年の滋賀県統計書によれば、明治38年から明治40年まで水害はなかったとされる（『明治40年 滋賀県統計全書』「第六一八表 水災」（461頁）にある但し書きには「明治三十八年以来四十回ニ至ルマデハ事實ナシ」と記されている）。また先の立命館大学の研究グループでも岡本幸雄は、磐田村の住民が従事した宇曾川舟運の衰退（明治29年の官設鉄道河瀬駅の設置による物流路の変化）を指摘している（岡本 幸雄「移民村における社会経済構造の歴的分析——滋賀県犬上郡磐田村三津屋を中心として——」、62-64頁。）。たほう河村能夫は、「集落の自然立地条件、彦根からの距離、保有運輸手段、人口、用途別土地、旧石高、農業生産、農産物加工、農産物消費、漁業、林業、鉱業、織維、製造業（ママ）など」112の説明変数をたて、統計的に分析した結果、「最も重要な変数」として「浜堤畑作経済」があることを指摘する（河村 能夫「出移民集落の社会経済的性格——滋賀県犬上郡における計量分析——」戸上編『アメリカン・ジャパニーズ』、57-85頁）。とはいっても、河村が用いたデータは1880（明治13）年に刊行された『滋賀県物産誌』に基づいており、その分析は実際に出移民がおこなわれる以前が対象となっている。

いう視点からの研究が大半を占め、それ以外の移住、すなわち植民地や「内地」における移動についてはほぼ等閑に付されてきた。しかも海外移住研究といつても、出移民卓越地域である「湖東」¹⁾、とりわけ旧犬上郡磯田村（現彦根市）からカナダへの出移民に焦点が当てられており、それ以外の移動についてはまったく考慮されていない。

しかし、磯田村からのカナダ移民が卓越するとはいえる、それは滋賀県における人の移動という社会現象の一部をなしているに過ぎない。たしかに磯田村のカナダ移民が数のうえで顕著であり、それをテーマとすることに意味はある。ところが、磯田村の人々がなぜカナダに向かうことになったのかという問いは、郡内他町村、県内他市町村あるいは国内の他道府県への移動、属領・植民地への移住といったことと完全に独

立して議論することはできない。先行研究が示すとおり、カナダへの出移民が社会・経済的な背景を持つのであれば²⁾、その移住の相対的な優位さによって示されなければならない。そもそも人が移動するという行為の要諦は、移動先の選択ということ以上に、故地を離れることそのものではなかろうか。故地を離れることに視点を据えるならば、その移動先については結果でしかない。

多様な移動先については、滋賀県統計書が様々な情報を与えてくれる。それを十全に使用することによって、明治・大正期の滋賀県における社会的な現象としての人の移動を全体的なイメージとして示すことが可能となろう。本稿ではそれが目標となる。

なお前稿において、日本の勢力圏（属領（=北海道）・植民地）・非勢力圏を問わず、滋賀県

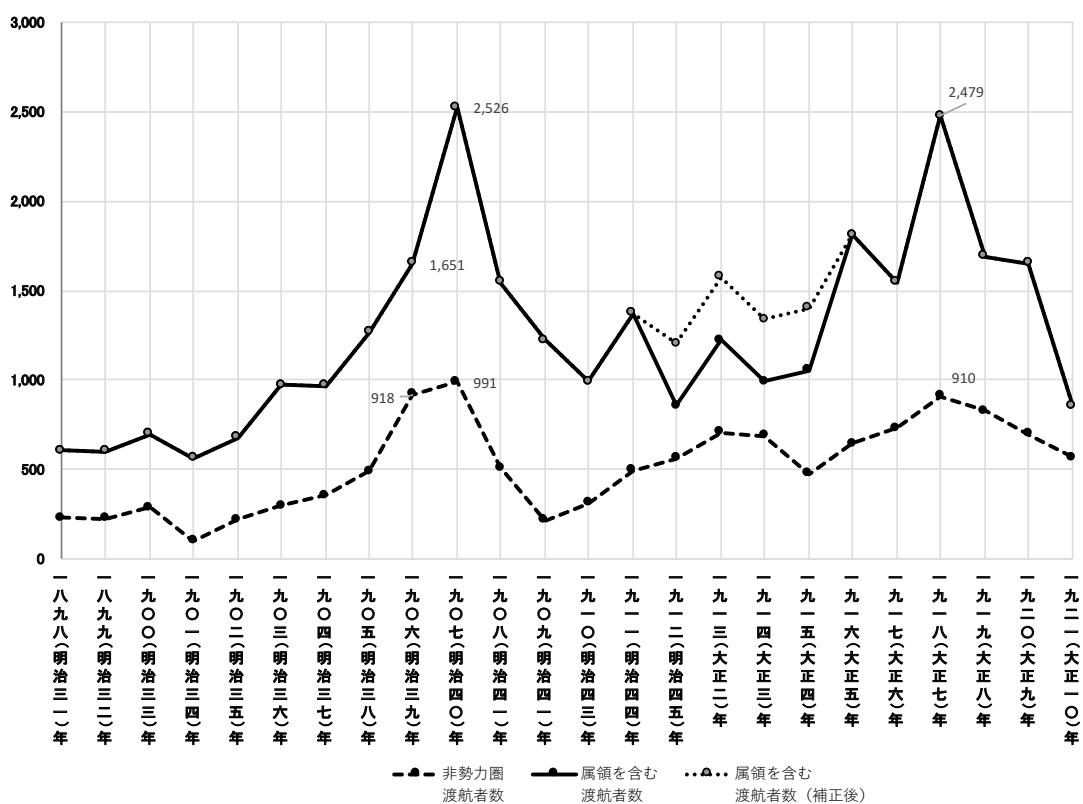


図1 明治・大正期滋賀県からの渡航者数

における出移民のピークが1907(明治40)年と1918(大正7)年にあったこと、そしてその二つの年のあいだにおける非勢力圏渡航者数と属領・植民地を含めた渡航者数との基調に相違があることを示したが(図1)、ここでは、滋賀県から北海道、「外地」、「外国」へと人々が多く出ていった、このふたつの年次に着目することとする。それは、このふたつの年次に滋賀県における人の流動性がとくに高まったと考えられるからである。そのふたつの年次における、海外にとどまらず、郡内、県内外を含めた滋賀県内を基点とする人の出入を、滋賀県統計書に示されるデータにもとづいて市町村レヴェルから読みしていく。そこでは、県や郡という広域のレヴェルでは見えなかった人の動きが浮きぼりとなってくる。

I 人の移動を県統計書から読みとるための要点

近代日本のある土地における人の移動を見るばあい、出入の二側面があることは言うまでもないが、北海道・沖縄を含めた「国内」での移動を見るうえで鍵となるのは、寄留と転籍、そしてそれらと出生・死亡による自然増減との加除によって算出される、現住人口と本籍人口である。寄留も転籍も近代的な戸籍制度のなかで規定された制度であり、まずは近代的な戸籍制度の成立過程を振りかえることから始めなければならない。

明治維新後、近代的な戸籍制度が創設されたが、全国に統一的に適用された最初のものは壬申戸籍である³⁾。この際、基準となったのは血統よりも家屋であり、そこに住むものすべてを「戸」単位で戸籍に記載していくことであつ

た⁴⁾。明治4(1871)年の戸籍法に基づいて編製が始められた壬申戸籍は、住民の登録と政府による居住地統制という意味も持っていた。幕末から明治初期の混乱期にあって、東京・京都・大阪の三府や、東京、大阪に長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川を加えた開港場に「脱籍流浪の民」が集まつた。それらの人々を「本来の土地」に返すことが壬申戸籍の目的のひとつとされたのである。法制史家の福島正則は、壬申戸籍に関する論文において広義の戸籍法体系には3つの使命があったと指摘する。まずひとつは、「臣民」観念を創設し、戸籍のルートを通じて人民を政府に結びつけることであり、ふたつには、「国的人的資源を調査し明確に」することであり、最後は、「人民の治安秩序を確保」することである⁵⁾。国的人的資源である国民をほんらい居住すべき場所、「家」＝「戸」に戻したうえで、「臣民」として政府に結びつけることが目論まれたのである。

しかしながら、「人的資源を把握する基本資料となるべき」壬申戸籍は、1873(明治6)年3月にその編製が完了したものの、「遗漏や錯誤」が目立つものであり⁶⁾、本格的な戸籍制度が確立するまでには時間を要した。壬申戸籍の問題点を踏まえ政府は、1886(明治19)年に大幅な改革をおこなつた。しかし、明治の戸籍制度が確立を見るのは1898(明治31)年のことであった⁷⁾。そして1914(大正3)年には、さらに改革が加えられた(翌1915(大正4)年1月1日施行)。ここで成立した「大正4年式戸籍」制度こそが、戦前期の戸籍制度ということになる。第二次世界大戦後の1947(昭和22)年に廃されるまで30年以上にわたつて継続したのである。

3) 遠藤 正敬『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』 明石書店、2013年、120頁。

4) 遠藤『戸籍と国籍の近現代史』、121頁。

5) 福島 政則「明治四年戸籍法の史的前提出とその構造」福島正夫編『戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究——』東京大学出版会、1959年、136頁。

6) 遠藤『戸籍と国籍の近現代史』、125頁。

7) 遠藤『戸籍と国籍の近現代史』、129-132頁。

ところが、こうして完成された戸籍制度も、その名のとおりの「戸」＝「家」を単位とするものとして完結することはなかった。日本の近代化、工業化のプロセスのなかで人々を「戸」＝「家」に縛りつけていくことは難しかった。あるものは就学のため、またあるものは就職・起業のためと、人々はさまざまな事由で移動しつづけたのである。この移動を戸籍制度内で完結させるのが転籍という制度であり、戸籍制度と実態との齟齬を埋めあわせたのが寄留制度である。戸籍によって登録された人口から出生、死亡という自然動態、さらに転籍による加除をおこなったのが本籍人口であり、本籍人口に寄留を加除して算出されたのが現住人口である。府県統計書には、これらの数値を踏まえたものが本籍人口と現住人口として記載されるのである⁸⁾。転籍や寄留という制度によって補完されることによって戸籍制度はその形を保つことができていた、あるいはそれらを含めて戸籍制度は成り立っていた。

しかしながら、転籍や寄留という制度を加味した戸籍制度によっても人々の移動は十分に把握されることはなかった。たとえば、大正4年式戸籍の解説書によれば、転籍は以下のように説明されている。

転籍とは本籍地を移転することを云う即ち家の所在地を移転することを目的とする意思表示又は其状態を云うなり凡そ本籍地を移転するは法律上何等の制限を受くることなく各人は自由に之が移動をなすことを得るものにして只其意思

表示をなすには市町村長に届出を必要とするに止まり然れども家は戸主に依て代表せられ家族は家の構成員たる身分を有するに過ぎざれば家の移転消滅等に関する法律上の行為は總て戸主に於て之を代表し戸主の意思に依て決定せらるる事項たるや疑なし故に家の所在地を移転する転籍行為も亦戸主に依て代表せらるべき性質を有し戸主を離れて家族に於て転籍行為をなすことを得ざるなり⁹⁾

つまり、転籍とは一家をあげての、もしくは「家」＝「戸」の移動の意思表示をあらわし、戸主が届けでることとなっているというのである。しかし、転籍はあくまでも意思表示であり、実態としての移動をかならずしもあらわしてはいない。1914年の改正戸籍法においても、転籍届は新旧いずれの本籍地を管轄する役所に提出してもよいことになっており、旧本籍地にある役所に出したばあい、戸籍上は移転しても実態として移転していなくともよいことになる。また引用では「戸主」の役割が強調されているが、このことが逆に「家」の構成員である家族の移動を戸主が掌握しきれない様子を示しているとも読める。

それを埋めあわせたのが寄留という制度である。寄留とは、本籍地以外に90日以上、滞在あるいは居住するばあいに、当該人物が役所に届けることによって登録される制度である¹⁰⁾。つまり個々の家族構成員がなしうる移動の届け出制度なのである。

寄留法は大正4年式戸籍制度の一部をなし、戸籍法と同様に1914年制定、翌年施行され

8) ただし、府県統計書にすべての事項が記されるわけではない。たとえば、『大正七年 滋賀県統計全書』では、大正7年の県全体の本籍人口が大正6年に比して2,858人減少したことが記されるが、記載された出生・死亡者数の差、入転籍・出転籍者数の差を考慮しても2,858人の減少という数値を算出することはできない。婚姻者数等の数値も表示されるが、婚姻や養子縁組による入籍、離婚や失踪宣告による除籍、あるいは無戸籍者の就籍などの数値は県統計書には記されておらず、本籍人口の算出を県統計書のみによって再現することは難しい。

9) 山田善之助・榎原義門『改正戸籍法正解』戸籍法研究会、1915年、333頁。<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/936002> 最終アクセス日 2018年1月28日。なお、引用にあたってカタカナはひらがなに、旧字体は新字体に変更し、濁点を補った。

10) 鈴木 允「明治・大正期の東海三県における郡市別人口動態と都市化——戸口調査人口統計の分析から——」『人文地理』 第56卷第5号、2004年、27頁。

た¹¹⁾。寄留という制度は寄留法の制定以前からあったが、制定以前では本籍地で退去届、現住地で入寄留届を提出することが求められていたため、退去届を提出しないものが多く、入寄留の超過傾向があった。ところが、寄留法施行によって、入寄留届を提出すれば、その内容が本籍地に伝えられることになり、退去届の不提出による出入寄留数の齟齬が解消に向かうことになった¹²⁾。

寄留を含めた戸籍制度全体のなかで人の移動を把握するためには、転籍よりも寄留に目を向けるべきことは言うまでもないであろう。人々はどこに居住しているとも、転籍の手続きを取りらない限り自らが生まれた「家」のある土地、本籍地から切りはなされることはなかった。しかし、本籍地や戸籍は人々の居住実態をかならずしも反映するものではない。転籍は「家」の移動の意思表示であり、実態として移動をともなう必要がなかった。またそもそも寄留は「家」全体としても「家」の構成員の一人一人もおこなうことが可能であったが、それによって戸籍は移動されることとはなかったのである。もちろん、届け出という性格上、寄留の数値も完全ではなく、寄留も転籍と同様に実態をかならずしもあきらかにするものではない。しかし、転籍と寄留とを比べたばあい、人の移動をより正確に捉えるのは寄留なのである。

ただし、滋賀県統計書にあらわれる数値として考慮しなければならないのは、転籍者数が当該年次に移動した可能性のある人数であるのにたいして、寄留者数は当該年次末日時点の在留者数である点である。つまり、寄留者数は累積された数値と解さなければならず、両者を単純に比較することはできないのである。

II 郡市レヴェルで見た人の移動

人の移動を府県統計書から読みとるための要点となる寄留と転籍とのそれぞれの性格を踏まえつつ、ここではまず、それらを用いて滋賀県における都市レヴェルの大まかな人の移動を確認しておく。滋賀県は、1897(明治30)年の郡制施行以降、1市12郡で構成されていたが、それぞれの都市において人の移動の様相は同じではなかった。

まず県全体の入寄留の傾向を確認しておく。1907年の時点で滋賀県に入寄留していた者の総数は63,472人で、内訳は郡内の移動15,195人、県内他都市から21,823人、他道府県から26,454人となっている。都市ごとに内訳の詳細は異なるものの、県全体としては県外からの入寄留者がもっと多くなっている。1918年でもその傾向は変わらず、県全体で見ると、入寄留元の地域3区分における百分比では他道府県が42.73%を占めている(後掲の表8、参照)。

残念ながら1907年の県統計書にはどの道府県からの入寄留なのかは記載されていないものの、1918年では入寄留元の出身道府県が記されている。それによると、滋賀県への入寄留者をもっとも多く輩出しているのは京都府であり、岐阜、三重、福井の三県がそれに続く(表2、参照)。これら上位にある府県はいずれも滋賀県に隣接する。滋賀県への入転籍者にもこれと同様の傾向がみられ(表3、参照)、1918年のデータにおいて入転籍者数(自然対数)と入寄留者数(自然対数)とのあいだの相関係数は0.849($n=46$, t 値10.655, 自由度44, p 値<0.05)で、有意水準5%で有意である。入転籍者が1%増えるごとに入寄留者=在留者が0.79%ほど増える傾向にある。

11) 「法律第27号 寄留法」『官報』第499号、1914年3月31日付。<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2952598> 最終アクセス日 2017年11月10日

12) 鈴木 允「明治・大正期の東海三県における市郡別人口動態と都市化」、27-28頁。

表2 入寄留者の輩出道
府県上位10(1918年時点)

道府県	入寄留者数
京都府	6,631
岐阜県	4,215
三重県	3,197
福井県	3,163
大阪府	1,817
愛知県	1,767
東京府	1,474
石川県	1,315
兵庫県	1,138
奈良県	975

表3 入転籍者の転籍元道
府県上位10(1918年次)

道府県	入転籍者数
京都府	757
大阪府	345
東京府	209
岐阜県	178
兵庫県	169
福井県	133
三重県	119
北海道	109
愛知県	105
奈良県	62

しかしながら、寄留と転籍とは人の移動と「家」の移動、年次累積のデータと単年次のデータと、ふたつの側面において性格が異なるだけでなく、移動元の関係も寄留と転籍とではそれほど単純な結びつきがあるわけではない。表2と表3とを比較すると、明らかに傾向の違いが見てとれる。入転籍の移動元にも、隣接する京都府、岐阜県、三重県はあるものの、京都府に次いで多いのは大阪、東京の両府である。また表2にあった石川県ではなく、代わりに北海道が入っている。ほかの9県では寄留による人の流入の累積と単年次の家単位での移動、つまり転籍とが結びついているのにたいし、北海道・石川県から人の流入では寄留と転籍とが切りはなされる傾向が見られるのである。

この北海道と石川県について寄留・転籍先を都市レヴェルで見ると(表4、参照)、石川県からの入寄留者が多いのは、県内では石川県から相対的に距離の離れた大津市で、大津市よりも石川県に近い犬上郡がそれに次ぐ¹³⁾。石川県からの入転籍者は総数が29人と非常に少ない

表4 郡市別北海道・石川県からの入寄留・転籍者数

1918 (大正7) 年	北海道		石川県	
	入転籍	入寄留	入転籍	入寄留
大津市	8	100	3	851
滋賀郡	17	13	1	48
栗太郡	5	0	2	15
野洲郡	0	1	0	2
甲賀郡	8	22	0	45
蒲生郡	5	26	4	65
神崎郡	23	29	3	19
愛知郡	18	17	0	24
犬上郡	10	118	6	80
阪田郡	5	15	3	53
東浅井郡	9	19	1	32
伊香郡	1	8	2	50
高島郡	0	3	4	31
男	49	201	8	710
女	60	170	21	605
合計	109	371	29	1315

が、もっとも多いのは犬上郡の6人で蒲生郡・高島郡の4人がそれに次ぐ¹⁴⁾。たいして、北海道からの入転籍者数がもっとも多いのは神崎郡である。愛知郡、滋賀郡がそれに続く。たゞ北海道から入寄留し在住している者がもっと多いのは犬上郡で、それに次ぐのは大津市である。犬上郡と大津市も入転籍者数はそれぞれ10人と8人と少なく、累積の在留者数を示す入寄留者数が29人しかいない神崎郡が入転籍者数ではもっとも多い23人となっている。つまり、上述のように道府県全体で見ると滋賀県への入転籍と入寄留とは強い相関関係があり、入ってくる点では同じ傾向のように見えるが、北海道でも石川県でも寄留と転籍とでは向かう都市が異なっており、寄留と転籍との性格の違いのとおり、入寄留と入転籍の背景にも違いがあると

13) 湖上交通や鉄道という要素を加味すると、地図上の距離と実際に移動するばあいの距離とはかならずしも同じとは限らないが、石川県については、近代的な交通手段を考慮すれば犬上郡の方がより近いといえる。

14) 先に、転籍は「家」の移動であると記したが、滋賀県統計書では転籍についても「家」を想定した数値ではなく人数によって表されている。「家」の移動であるはずの転籍が1名単位でもおこなわれていることの理由や意味については現時点では不明である。

表5 郡市別北海道・石川県への出寄留・転籍者数

1918 (大正7) 年	北海道		石川県	
	出転籍	出寄留	出転籍	出寄留
大津市	21	445	8	21
滋賀郡	23	81	1	7
栗太郡	4	109	3	7
野洲郡	1	74	0	3
甲賀郡	45	480	3	12
蒲生郡	36	530	2	14
神崎郡	20	666	3	0
愛知郡	49	652	3	3
犬上郡	19	882	1	9
阪田郡	28	409	3	27
東浅井郡	3	355	6	5
伊香郡	25	225	0	23
高島郡	3	97	3	12
男	143	3,037	9	82
女	134	1,968	27	61
合計	277	5,005	36	143

見られる。

ここまででは人の流入のみ見てきたが、前章の冒頭に記したように、人の移動には出入の二側面があり、これらは対となっている可能性も考えられる。表5は、北海道と石川県への出転籍・寄留をまとめた表であるが、1918年の時点で北海道からの入転籍が多かった神崎郡は、同年の出寄留者が662人で、本籍人口1,000人あたりおよそ15人が北海道に出寄留している。これはおよそ16人が出寄留している大津市に次いで多い¹⁵⁾。神崎郡に次いで北海道からの入転籍者が多い愛知郡も本籍人口1,000人あたりの出寄留者数10人強で、四番目に入転籍者が多い犬上郡もおよそ10人である。県全体にならしてみたとき北海道に出寄留している者は1,000人あたりおよそ6.2となることを考えると、これらの数値はそれを大きく上まわっている。つまり北海道については、入転籍と出寄留とが結び

表6 出転籍先道府県上位10(1918年)
表7 出寄留先道府県上位10(1918年)

道府県	出転籍者数
京都府	1,975
大阪府	1,317
東京府	512
北海道	277
兵庫県	245
愛知県	234
岐阜県	202
三重県	163
福井県	113
神奈川県	91

道府県	出寄留者数
京都府	43,150
大阪府	31,194
東京府	13,691
兵庫県	5,695
北海道	5,005
愛知県	4,535
三重県	2,430
群馬県	2,033
神奈川県	1,960
岐阜県	1,811

ついている可能性が考えられるのである。ただし、北海道からの入転籍者が三番目に多い滋賀郡のばあいは、1,000人あたりおよそ1.6人と県全体の数値を大きく下まわっており、それほど単純な関係ではない。

ところが、転籍・寄留とそれぞれの出入という4つの組み合わせを見たときに傾向の類似性を指摘することはできる。表6、表7はそれぞれ、出転籍者、出寄留による在住者が多い上位10道府県の表であるが、これらを表2、表3とあわせて見ると、4つの表に登場する道府県は13しかない。複数の表に登場しないのは石川県(入寄留のみ)と群馬県(出寄留のみ)の2県のみとなっている。表6の順位で言えば、京都府、大阪府、東京府、愛知県、兵庫県、岐阜県、三重県の7府県については4つの表に共通して登場する。また神奈川へ「出る」、奈良から「入る」といった出入がそれぞれに限定される事例もある。たしかに北海道は入寄留者数をあらわす表2以外、福井県は出寄留者数をあらわす表7以外というように、3つの表に名を連ねているものもあるが、寄留と転籍との傾向の基調は同じものといえる。

しかしながら多様な人の移動を全体として捉

15) 1918年時点での県およびそれぞれの郡市の本籍人口は後掲の表8を参照。

表8 郡市別寄留状況

(明治40) 年	本籍人口 (A)	現住人口 (B)	本籍 /現住比 (A/B)	出寄留者数 合計 (T1)	出寄留率 (T1/A)	出寄留百分比				出入 寄留比 (T1/T2)	入寄留者数 合計 (T2)	入寄留率 (T2/B)	入寄留百分比				
						他道府県							県内他都市	他道府県			
						外國	その他	不詳	外國				県内他都市	他道府県			
大津市	26,246	40,980	1.56	5,412	20.62%	-	31.85%	63.36%	0.30%	0.41%	4.08%	0.27	20,376	49.72%	-	40.00%	60.00%
滋賀郡	47,183	40,701	0.86	10,341	19.91%	8.95%	21.59%	66.51%	0.09%	0.72%	2.14%	2.53	4,085	10.04%	23.16%	34.39%	42.45%
栗太郡	57,162	49,393	0.86	9,464	15.07%	8.68%	24.86%	62.82%	0.07%	0.43%	3.14%	4.70	2,012	4.07%	42.15%	35.59%	22.27%
野洲郡	47,319	43,854	0.93	4,587	8.77%	8.95%	27.38%	57.23%	0.10%	0.70%	5.64%	3.29	1,396	3.18%	31.16%	36.32%	32.52%
甲賀郡	82,032	74,254	0.91	10,047	9.10%	24.52%	18.52%	51.31%	0.21%	0.84%	4.54%	2.01	4,987	6.72%	51.75%	17.67%	30.58%
蒲生郡	106,239	90,574	0.85	21,214	17.03%	14.27%	14.05%	67.60%	0.10%	1.10%	2.88%	3.00	7,079	7.82%	44.03%	42.10%	13.87%
神崎郡	40,692	36,958	0.91	7,798	16.91%	11.44%	14.95%	67.43%	0.52%	2.91%	2.76%	1.82	4,215	11.57%	21.45%	40.68%	37.81%
愛知郡	58,622	51,996	0.89	8,412	13.33%	6.85%	17.44%	65.53%	0.32%	6.12%	3.74%	3.98	2,112	4.06%	28.36%	43.32%	28.31%
犬上郡	76,071	70,182	0.92	11,789	12.55%	18.31%	22.76%	40.92%	0.58%	13.65%	3.79%	1.85	6,364	9.07%	35.25%	37.38%	27.37%
阪田郡	75,079	71,916	0.96	10,688	11.09%	21.22%	19.39%	50.70%	0.41%	4.27%	1.34	7,977	11.09%	29.69%	23.28%	47.04%	
東近井郡	43,792	41,299	0.94	3,201	6.77%	6.69%	29.14%	51.05%	0.46%	3.76%	8.91%	3.14	1,021	2.47%	23.02%	43.68%	33.30%
伊香郡	37,086	34,757	0.94	3,034	7.44%	8.33%	24.86%	57.61%	0.79%	0.95%	7.47%	3.19	950	2.73%	28.74%	38.63%	32.63%
高島郡	57,330	52,584	0.92	6,164	9.64%	9.83%	9.83%	73.82%	0.48%	1.00%	5.01%	3.54	1,743	3.31%	36.60%	21.86%	41.54%
県	754,853	699,448	0.93	114,396	13.15%	12.75%	19.35%	60.73%	0.29%	3.10%	3.77%	1.80	63,472	9.07%	23.94%	34.38%	41.68%
(大正7) 年	本籍人口 (A)	現住人口 (B)	本籍 /現住比 (A/B)	出寄留者数 合計 (T1)	出寄留率 (T1/A)	出寄留百分比				出入 寄留比 (T1/T2)	入寄留者数 合計 (T2)	入寄留率 (T2/B)	入寄留百分比				
						外國	その他	不詳	外國				県内他都市	他道府県			
						植民地	他道府県	都内	県内地都巿				県内他都市	他道府県			
大津市	27,171	41,760	1.54	11,188	41.18%	-	16.81%	80.68%	0.72%	0.16%	1.63%	0.43	25,777	61.73%	-	36.68%	63.28%
滋賀郡	50,989	44,509	0.87	12,217	23.96%	7.27%	17.91%	69.64%	1.42%	0.92%	2.84%	2.13	5,737	12.89%	15.48%	43.91%	40.60%
栗太郡	62,238	51,299	0.82	13,904	22.44%	7.726%	23.96%	64.05%	1.45%	0.42%	2.86%	4.62	3,025	5.90%	33.52%	32.73%	33.75%
野洲郡	50,680	43,201	0.85	8,870	17.50%	4.57%	22.68%	66.82%	0.98%	1.40%	3.55%	6.38	1,391	3.22%	29.12%	43.33%	26.96%
甲賀郡	89,201	73,599	0.83	22,132	24.81%	15.28%	9.47%	68.94%	2.09%	0.51%	3.72%	3.41	6,490	8.82%	52.10%	17.64%	30.26%
蒲生郡	114,563	95,457	0.83	26,316	22.97%	11.04%	12.16%	69.11%	1.78%	0.74%	5.16%	3.65	7,210	7.55%	40.31%	33.84%	25.76%
神崎郡	43,561	31,628	0.86	10,560	24.24%	8.82%	12.52%	67.29%	3.84%	3.92%	3.62%	2.28	4,627	12.30%	20.12%	52.06%	27.19%
愛知郡	62,699	48,562	0.77	16,367	26.10%	4.13%	15.32%	69.93%	2.66%	5.76%	7.34	2,229	4.59%	30.33%	42.75%	26.87%	
犬上郡	81,378	72,568	0.89	22,276	21.37%	12.54%	12.04%	53.10%	4.41%	13.04%	4.87%	1.68	13,266	18.33%	21.06%	39.12%	39.78%
阪田郡	80,710	77,985	0.89	17,691	21.92%	11.81%	11.72%	59.23%	3.57%	3.90%	4.27%	1.97	8,966	12.46%	33.97%	34.97%	31.06%
東近井郡	46,228	36,285	0.85	8,233	17.81%	4.60%	26.58%	56.84%	3.96%	4.26%	3.78%	6.38	1,290	3.28%	29.38%	40.88%	29.77%
伊香郡	38,788	33,257	0.86	7,579	19.54%	5.88%	16.61%	67.00%	2.39%	1.07%	7.05%	3.70	2,048	6.16%	21.78%	23.00%	54.71%
高島郡	59,175	48,425	0.82	13,391	22.63%	9.15%	7.11%	75.98%	2.06%	0.69%	5.03%	5.07	2,641	5.45%	46.38%	19.24%	34.38%
県	807,381	701,295	0.87	190,783	23.63%	9.48%	14.53%	66.38%	2.47%	0.50%	3.94%	2.25	84,697	12.08%	21.36%	35.84%	42.73%

えるばあい、転籍と寄留とをつねに弁別することはできない。県統計書から転籍が把握できるのは他の道府県に本籍を移すばあいのみであり、県内での転籍は数値として示されない。また、植民地や外国に出ていくばあい、そもそも転籍は発生しない。したがって、滋賀県を基点とした人の移動を全体的に捉えるには、寄留によって考えるしかない。

また寄留は、毎年計算がおこなわれるが、数値としてはその年次に移動したものではなく、調査時点において寄留しているもの、すなわち累積が示される数値であった。そのため、年次ごとの影響を受けにくく、明治・大正期における人の移動の基調を探るうえでは有用なものであろう。

表8は、1907年と1918年における郡市ごとの寄留にかんするデータである。まず現住人口に対する入寄留数を求めた入寄留率に注目すると、1907年のデータで県全体の入寄留率9.07%を超えてるのは、県庁が置かれた大津市、そして滋賀郡、神崎郡、阪田郡の1市3郡である。さらに犬上郡は、県全体と同じ数値であるので、犬上郡を足し1市4郡があてはまる。同様に1918年のデータによれば、県全体が12.08%で、これを超えるのは大津市、滋賀郡、神崎郡、犬上郡、阪田郡で、1907年と同じ1市4郡となる。二つの年次で共通するこれらの郡市が県内で人の移入が相対的に多いところとなる。

たほう、本籍人口に対する出寄留者数の割合を表す出寄留率については、1907年データでは、県全体が13.15%で、これを超えるのは大津市、滋賀郡、栗太郡、蒲生郡、神崎郡、愛知郡の1市5郡、1918年では県全体で23.63%，これを超えるのは大津市、滋賀郡、甲賀郡、神崎郡、愛知郡、犬上郡の1市5郡である。数そのものは変わらないものの、1907年にあった栗太郡、蒲生郡が消え、代わりに甲賀郡、犬上郡が加わっている。

入寄留かつ出寄留、1907年と1918年のすべてにおいて県全体の数値を超えるのは、大津市、

滋賀郡、神崎郡の1市2郡であり、これらの郡市では明治末から大正中期にかけて、県内で相対的に人の流動性が高いことが推察される。逆にいざれも下まわる野洲郡、東浅井郡、伊香郡、高島郡の4郡は人口移動が相対的に少ないといえる。

人口移動が多い1市2郡に着目して、入寄留者のなかで郡内、県内他郡市、他道府県のいずれの地域区分から来ているのかの割合を表す入寄留百分比を見ると、1907年では大津市と滋賀郡では他道府県からの人口流入が多く、神崎郡では若干であるが、県内他郡市からの流入が多い。ところが1918年になると、大津市、神崎郡では変化のないものの、滋賀郡でも県内他郡市からの流入が多くなる。他道府県からの寄留者の多い大津市と県内他郡市からの滋賀郡、神崎郡という形で二分されることになる。出寄留百分比については、1907年では1市2郡とも他道府県が60%を超えており、その傾向は1918年でも変わらない。さらに大津市は、1918年になると他道府県への出寄留比が80%を上まわるようになっている。滋賀郡、神崎郡では県内から人が移りくる代わりに、両郡を本籍とする人々が他道府県へと出でていく、大津市では他道府県から人が入り、市内を本籍とする人々が他道府県へと出る傾向が見られるのである。

ちなみに、1918年時点における都市圏と考えられる三府への出寄留は（表9、参照）、県全体で本籍人口の10.90%となるが、1市2郡とも県全体を上まわり、とりわけ大津市では16.18%とほかの2郡よりも高い数値を示している。しかしながら、出寄留者数に占める三府出寄留者数(F/T 1)で見ると、ほかの2郡に比べて低い。それにたいし、滋賀郡は50%超である。神崎郡はその両者の中間ほどとなる。また、三府それぞれの百分比で見ると、大津市や滋賀郡では隣接する京都への出寄留が半分を超えており、滋賀郡ではその割合が7割超である。たいして神崎郡では大阪、東京への出寄留が相対的に多く、東京にも1,000人以上が寄留して

表9 郡市別三府出寄留状況

1918 (大正7) 年	出寄留者 合計 (T1)	東京	大阪	京都	三府計 (F)	三府 出寄留率	F/T1	三府出寄留百分比		
								東京	大阪	京都
大津市	11,188	808	1,333	2,256	4,397	16.18%	39.30%	18.38%	30.32%	51.31%
滋賀郡	12,217	539	1,364	5,272	7,175	14.07%	58.73%	7.51%	19.01%	73.48%
栗太郡	13,964	358	1,841	5,549	7,748	12.45%	55.49%	4.62%	23.76%	71.62%
野洲郡	8,870	358	1,618	3,215	5,191	10.24%	58.52%	6.90%	31.17%	61.93%
甲賀郡	22,132	1,332	4,234	4,651	10,217	11.45%	46.16%	13.04%	41.44%	45.52%
蒲生郡	26,316	2,855	4,505	4,369	11,729	10.24%	44.57%	24.34%	38.41%	37.25%
神崎郡	10,560	1,277	1,775	1,794	4,846	11.12%	45.89%	26.35%	36.63%	37.02%
愛知郡	16,367	2,170	3,120	2,270	7,560	12.06%	46.19%	28.70%	41.27%	30.03%
犬上郡	22,276	1,758	3,050	2,539	7,347	9.03%	32.98%	23.93%	41.51%	34.56%
阪田郡	17,691	1,049	2,815	2,310	6,174	7.65%	34.90%	16.99%	45.59%	37.41%
東浅井郡	8,233	468	1,514	976	2,958	6.40%	35.93%	15.82%	51.18%	33.00%
伊香郡	7,579	342	1,708	1,557	3,607	9.30%	47.59%	9.48%	47.35%	43.17%
高島郡	13,391	377	2,335	6,302	9,014	15.23%	67.31%	4.18%	25.90%	69.91%
県	190,783	13,691	31,194	43,150	88,035	10.90%	46.14%	15.55%	35.43%	49.01%

いる。

13都市を比較したばあい、京都に近い滋賀郡、栗太郡、野洲郡、高島郡で出寄留者数に占める三府の割合が高く、出寄留先も京都に集中している。逆に、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、阪田郡では出寄留に占める三府の割合が低く、京都よりも大阪が多く、東京への出寄留も他都市に比べて多い¹⁶⁾。琵琶湖の北東・北に位置する東浅井郡、伊香郡では三府への出寄留の割合はあまり高くなく、大阪の比率が高い。甲賀郡はいずれの傾向からも外れ、三府の割合は総体的に高くなないが、三府のなかでは京都、大阪が拮抗する傾向にある。

表8に戻り本籍人口に占める出寄留者数をあらわす出寄留率を1907年と1918年とで比較すると、まず明らかなのは出寄留率の増大である。県全体では13.15%から23.63%と大幅に上昇している。県全体の本籍人口の増加率6.96%に対して、出寄留者数の増加率は66.77%である。個々の郡市で見てみても、人口の流動性が低い

と思われる野洲、東浅井、伊香、高島の4郡においてさえも出寄留率が2倍以上増えている。また人口流動性の高い大津市でも2倍以上、甲賀郡では3倍弱も増えている。1915年の寄留法施行によって、出寄留の捕捉率があがったという要因があるとはいえ、出寄留者が大幅に増えていることがわかる。

出寄留百分比に注目すると、13都市のいずれにおいても他道府県への出寄留の割合が高いが、そのなかでは犬上、阪田、東浅井の3郡では1918年時点で50%台と相対的に低くなっている。犬上郡のばあいその要因はあきらかで、外国への出寄留比が飛びぬけて高くなっている。犬上郡が移民地域と言われるのはもっともだといえる。また犬上郡は、植民地への出寄留比も相対的に高い。阪田、東浅井の両郡も犬上郡ほどではないとはいえ、外国や植民地への出寄留比が県全体のばあいよりも高くなっている。

植民地や外国への出寄留比という点でいえば、神崎、愛知の両郡も県全体よりも高い。ただ犬

16) 序にのべたように、「外国」への出移民の多い犬上郡、阪田郡が隣接する京都府よりも少し離れた大阪府やより遠い東京府に出寄留しているものが多いことは、両者のあいだになんらかの関係がある可能性を示唆する。

上、阪田、東浅井、神崎、愛知の5郡を比較したばあい、犬上、阪田の両郡では郡内で他の町村に寄留する者の比率も相対的に高い。郡内における出寄留に絞れば、甲賀、蒲生の2郡も高くなっている。東浅井郡のばあいは県内他郡市の割合の高さが目立つ。

都市レヴェルの概要をまとめると、東浅井郡、伊香郡、高島郡といった琵琶湖の北に広がる三郡および野洲郡では三府への出寄留を含め人の移動はあまりなく、主に琵琶湖の東部から南西部、とりわけ大津市とそれを挟むかたちで存在する滋賀郡、そして、神崎郡で高い人口流動が見られる。ただし、人口流動性の高い1市2郡においても傾向の違いが見られ、大津市では出入ともに県外であるのにたいし、滋賀・神崎の両郡では県内から流入し、県外へと流出する。また13郡市全体では出寄留の傾向の違いが顕著である。いずれも他道府県への出寄留が多いが、大津市や滋賀郡では隣接する京都府への出寄留が多い。また、栗太郡、野洲郡、それに高島郡でもとりわけ京都への出寄留の比率が高くなっている。しかしながら、相対的に京都から距離がある神崎郡では京都、大阪両府へ出るものが多いものの、東京府への出寄留者も1,000人を超える。三府のなかで東京の比率が高い傾向は犬上郡、阪田郡にもみられる。くわえて、神崎郡から東浅井郡、琵琶湖の南部から東部にかけての郡では、外国や植民地へと出寄留するものの比率が高くなる傾向にあり、とりわけ犬上郡ではその傾向が強い。ただ犬上、阪田の両郡では郡内での出寄留比も高く、甲賀、蒲生の両郡でも同じく郡内比が相対的に高い。しかし東浅井郡のばあい、県内他郡市の割合が高くなつて

いるのである。

III 人が流入する「まち」

人の移動に郡市ごとの傾向の違いがあることが確認されたが、ひとつの郡であっても地理的・経済的・社会的条件はかならずしも同一ではない。滋賀県は琵琶湖に面していない甲賀郡を除くとおおむね、それぞれの郡が湖に近い低地と湖を離れた丘陵地・山間地とで構成されている。湖東平野の西端にあたる野洲郡のように低地が大半を占める郡もあれば、滋賀郡や伊香郡のように低地が少ない郡もあるというように郡ごとの差はある。しかし、同じ郡内であっても山地や丘陵地、河川沿岸、そして琵琶湖岸では自然条件が異なり、結果として町村によって経済的・社会的な条件も違ってくるのである¹⁷⁾。

そこでここからは、町村レヴェルの、さらに詳細な人の移動を見ていく¹⁸⁾。まず注目するのは、県内の人口集中地がどこであるのかという点である。都市レヴェルの分析からは琵琶湖の南西部から南部、とりわけ大津市と滋賀郡、そして神崎郡ということになるが、町村レヴェルで見ると様子が異なる。

表10は1907年および1918年において現住人口上位となる10の市町村である¹⁹⁾。都市レヴェルで見たときに人口流動性が低いと考えられた東浅井郡から大郷村が1907年の10位に入っている。しかし1918年に姿を消していることからも分かるように、そもそも現住人口が多かったに過ぎない。

その大郷村に見られるように、現住人口が多ければ入寄留者数が多いという単純な関係は見

17) 本稿で扱う町村の行政区域については、北本朝展（国立情報学研究所）が作成した「歴史的行政区域データセットβ版」(<http://geoshape.ex.nii.ac.jp/city/> 最終アクセス日：2018年6月10日)による1920年1月1日付けの地図を参照した。

18) 本稿で用いる様々な表のもととなる総括表は「滋賀県市町村邊の寄留状況」として筆者のresearchmap (<https://researchmap.jp/read0142493/>)の資料公開ページに上げている。

19) 県内には203の市町村があり、203の5%は10.15であるため、上位10市町村を現住人口が「多い」とする。以下、さまざまな観点から上位10の市町村をあげるが、すべて上位5%として挙げている。

表10 現住人口上位10市町村

郡	町村	本籍人口	現住人口	入寄留者数	入寄留率
1907（明治40）年					
大津市		26,246	40,980	20,376	49.72%
犬上郡	彦根町	19,176	20,824	4,592	22.05%
阪田郡	長浜町	8,892	11,802	4,281	36.27%
甲賀郡	水口町	7,982	7,558	1,864	24.66%
蒲生郡	日野町	8,012	6,368	656	10.30%
蒲生郡	八幡町	7,241	6,239	1,356	21.73%
滋賀郡	膳所町	7,533	6,147	2,176	35.40%
愛知郡	秦川村	6,931	6,122	215	3.51%
愛知郡	愛知川村	6,731	5,944	670	11.27%
東浅井郡	大郷村	6,155	5,855	304	5.19%
1918（大正7）年					
大津市		27,171	41,760	25,777	61.73%
犬上郡	彦根町	20,180	24,477	10,148	41.46%
阪田郡	長浜町	11,085	12,814	4,139	32.30%
滋賀郡	膳所町	8,089	8,075	3,845	47.62%
蒲生郡	八幡町	7,936	7,699	2,180	28.32%
甲賀郡	水口町	8,961	7,523	1,908	25.36%
蒲生郡	日野町	8,654	6,532	864	13.23%
阪田郡	神照村	6,786	6,145	703	11.44%
栗太郡	草津町	5,936	5,991	1,260	21.03%
栗太郡	瀬田村	6,565	5,858	428	7.31%

えない。もちろん順位の変動がほとんどない上位7市町については入寄留者も多いが、残りの3村については入れかわりもあり、必ずしも入寄留者数が多くない村も含まれている。また入寄留率を見てみても、1907年の愛知郡秦川村や東浅井郡大郷村、1918年の阪田郡神照村や栗太郡瀬田村は県全体の入寄留率、それぞれ9.07%と12.08%とを下まわっている²⁰⁾。現住人口の多寡と入寄留との間には強い結びつきがあるとは言えない。

そこで着目するのは、本籍人口と現住人口の比である。本籍人口に対する現住人口の比が1を超える市町村は、出寄留よりも入寄留が多いと考えられる(表11、参照)。1907年のデータを見ると、10の市町村がそれに当たる。たゞ1918年においては、6町村は変わらないものの²¹⁾、1907年から4村が消え、木之本町が

表11 本籍人口／現住人口比1より大的市町村

郡	町村	本籍人口 (A)	現住人口 (B)	比 (B/A)
1907（明治40）年				
大津市		26,246	40,980	1.56
神崎郡	八日市町	4,018	5,474	1.36
阪田郡	長浜町	8,892	11,802	1.33
神崎郡	栗見荘村	1,634	1,869	1.14
犬上郡	彦根町	19,176	20,824	1.09
滋賀郡	下阪本村	2,673	2,879	1.08
阪田郡	入江村	5,319	5,665	1.07
甲賀郡	長野村	3,907	4,089	1.05
栗太郡	草津町	5,184	5,345	1.03
甲賀郡	土山町	4,442	4,541	1.02
1918（大正7）年				
大津市		27,171	41,760	1.54
犬上郡	彦根町	20,180	24,477	1.21
神崎郡	八日市町	4,763	5,522	1.16
阪田郡	長浜町	11,085	12,814	1.16
伊香郡	木之本町	5,259	5,632	1.07
甲賀郡	長野村	4,896	5,032	1.03
栗太郡	草津町	5,936	5,991	1.01

加わる²²⁾。

1915年に寄留法が施行されたことによって入寄留、出寄留が整理されたことを考慮すると、1918年のデータに沿って分析を進めた方がよいであろう。じっさい、1907年の本籍／現住人口比で1を超えている下阪本村は、寄留法施行以前においても正確に把握されていたと考えられる入寄留者数が35人、栗見荘村も30人である。この数値は、表10に現れる市町村の入寄留者数に比べてもきわめて小さい。ここから、この2村はそもそも人口が流入する土地でないことは明らかで、退去届の不提出に起因する現住人口の過剰があった可能性が高い。つまり、寄留法施行後の1918年時点における本籍／現住人口比

20) 県全体の入寄留率については、前掲の表8を参照。

21) このうち、大津市、彦根町、長浜町の3市町は表10の1907年、1918年に共通してあらわれており、現住人口そのものも相対的に多い場所である。草津町については表10では1918年にのみあらわれるが、明治末期から大正期にかけて現住人口を増やした町といえるであろう。

22) 木之本は1918年2月1日より町制施行された。

表12 本籍人口／現住人口比1超の市町村における入寄留

1918（大正7）年		本籍人口/ 現住人口比	本籍人口	出入寄留比	入寄留者数	入寄留率	郡内 入寄留率	県内 入寄留率	他道府県 入寄留率	入寄留百分比		
郡	町村									郡内	県内	他道府県
大津市		1.54	27,171	0.434	25,777	61.73%	-	22.64%	39.06%	-	36.68%	63.28%
犬上郡	彦根町	1.21	20,180	0.577	10,148	41.46%	5.67%	22.60%	18.86%	13.67%	40.85%	45.49%
神崎郡	八日市町	1.16	4,763	0.579	1,804	32.67%	6.81%	27.24%	5.16%	20.84%	62.53%	15.80%
阪田郡	長浜町	1.16	11,085	0.582	4,139	32.30%	8.96%	22.80%	9.51%	27.74%	42.84%	29.43%
伊香郡	木之本町	1.07	5,259	0.635	1,023	18.16%	3.50%	6.75%	11.35%	19.26%	17.89%	62.46%
甲賀郡	長野村	1.03	4,896	0.808	707	14.05%	6.26%	7.51%	6.54%	44.55%	8.91%	46.53%
栗太郡	草津町	1.01	5,936	0.956	1,260	21.03%	8.55%	15.41%	5.63%	40.63%	32.62%	26.75%

が1を超える7市町村こそが入寄留の多い市町村ということになる。

表12に示したように、1918年データにおいて本籍／現住人口比が1を上まわる7つの市町村は、いずれも出入寄留比も1を下まわる、つまり、出寄留にたいして入寄留がまさっている。また、入寄留率も県全体の12.08%を上まわっている。つまり、これらの市町村は県内で人が集まつてくる場所だと言える。そこで、これら7市町村をここでは「まち」と呼ぶことにする。郡レヴェルで見ただばあい、入寄留率が高いと考えられていた滋賀郡には「まち」はなく、むしろそこに含まれなかつた甲賀郡、伊香郡からそれぞれ1村が加わっている。

そしてもうひとつ興味を引くのは、これらの「まち」が近代に新しく生まれた人口集中地ではないことである。たとえば、八日市町はその名が示すとおり、中世から市のたつ場所であった。三重県の桑名からつながる八風街道と伊勢につながる御代参街道が交わる八日市は、美濃・尾張以東から京都にむけて荷が運ばれる要路の

ひとつとなつており、中世から商業が栄えた場所であった。『滋賀県物産誌』(1879-1881年)にもとづいて分析をおこなつた木村辰男は²³⁾、明治にはいっても八日市町が地域の商業拠点であつたことを指摘している²⁴⁾。八日市以外の市町村いづれも近世にはすでに城下町、宿場町、在郷町、湊町など「町」となつていた土地である(近世のおもな湊と宿場町については、図13参照)²⁵⁾。

またこれらの「まち」のうち、彦根町は郡内他村、県内他郡市、そして他道府県、という入寄留率の三区分で、県全体の数値を2倍超上まわっている。これに、県内他市郡と他道府県からの入寄留率が県の比率の2倍を上まわる大津市を加えた2市町は、「まち」のなかでもいづれの地域区分からも人が流入する特別な場所である。したがつてこの2市町を「中核まち」と呼ぶこととする。

しかしながら、「まち」のなかでもとりわけ人口が流入する傾向が強い「中核まち」であるが、ふたつの市町ではそれぞれに差異がある。

23)『滋賀県物産誌』の首巻および本論17巻計36冊のうち、首巻および本論第13巻までの計33冊は、『滋賀県市町村沿革史 第五巻 資料編一』(以下、『沿革史五』と略す。)として1962年に復刻されている。

24)木村 辰男 「湖東平野中部における町の地域的性格——明治時代を中心として——」『人文地理』 第12巻2号、1960年、126-142頁。特に、第一図「明治初期における購買圏」の図(130頁)がわかりやすい。

25)甲賀郡長野村は、1921年に町制施行し長野町になり、1930年には信楽町と名称を変更している。その名が示すとおり、信楽焼の「まち」である。実際、長野村では窯業を含む「化学工業」に従事している者が、1907年時点で男女合わせて939人に上り、現住人口4,098人中有業者2,687の約35%を占める。残念ながら1918年の統計書には、市町村別の職業従事者数の表はないが、甲賀郡の「化学工業」従事者、従事戸数の本業百分比は、大津市に次いで高い。

それは入寄留百分比から明らかである。大津市は他道府県からの入寄留が全体の2/3弱を占める。同様に彦根町も他道府県からの入寄留比がもっとも高いが、県内他都市からの入寄留比も高い。県庁が置かれた大津はいわば、県外から見たばあいの滋賀県を代表する「まち」であり、彦根町は県内の人々が移動するさいに向かう「まち」であった²⁶⁾。

同じように、残りの「まち」5町村について百分比を見ると、八日市町は県内他都市からの入寄留者の割合が極端に高く、長浜町も八日市町ほどではないが、県内他都市からの入寄留者の割合が高い。たいして、草津町は郡内からの入寄留比が高い。長野村は県外が一番高いが、郡内からの入寄留比も高いのに対し、県内他市郡からの入寄留比は極端に低い。また、木之本町は他道府県からの入寄留比が極端に高く、大津市と同様に60%を超えている²⁷⁾。

これら入寄留の特性を踏まえ7つの「まち」を分類すると、4つの型に分けられる。県外からの入寄留が2/3程度を占める大津市、木之本町の県外型、県内他都市および県外を足すと80%以上となる彦根町の郡外型、郡内および県内他都市を足すと70～80%程度となる草津町、八日市町、長浜町の県内型、そして、郡内およ

び県外がそれぞれ40%を超えている長野村の郡内・県外併存型である。

「まち」以外で、入寄留者数が多い町村に²⁸⁾、滋賀郡膳所町、甲賀郡水口町、蒲生郡八幡町および日野町がある(表14、参照)。この4町は本籍・現住人口比そのものは1を超えてはいないものの、入寄留率も高くそれぞれ47.62%, 28.32%, 25.36%, 13.23%となっており、いずれも県全体の12.08%を上まわっている。

これら4町も「まち」と同じ性格を備えた土地である。水口町は近世には水口藩の城下町であり東海道の宿場町でもあった(図13、参照)。八幡町は「近江商人」の里であり²⁹⁾、朝鮮人街道に沿う在郷町である。日野町も同様に「近江商人」の輩出地であり、伊勢につながる御代参街道沿いにある在郷町である。また滋賀郡膳所町も、近代以前の湖上交通の要衝であるとともに、彦根藩に次ぐ有力藩、膳所藩の城下町でもあった。ここでもやはり近代より前から人の集まりやすさが鍵となっている。

4町の入寄留百分比を見ると、これらのうち、水口町は郡内からの比率が6割近くとなっており、「まち」とはやや様相を異にする。たゞう膳所町や八幡・日野町はそれぞれ、「中核まち」である彦根町や「まち」である草津町と傾向が

26) これも近世期における両者の「まち」としての性格の違いを表しているとも考えられる。大津は「平安京の外港」として(木村至宏がしばしば用いた名称である。たとえば、木村至宏「交通の要所大津の歴史的変遷」『交通史研究』第33号、1994年、1頁。), あるいは豊臣秀吉以来、湖上交通・陸上交通において特別な地位を与えられてきた場所であり、江戸時代には幕府の直轄都市として発展してきた。それに対し、彦根は近江国第一の雄藩、伊香、東浅井、阪田、犬上、神崎、蒲生郡と広範囲に領地をもった彦根藩の中核都市として発展してきたのである。また両者の対立もあった。たとえば杉江進は、中世以来、湖上交通において特権を保持してきた堅田に大津と八幡を加えた幕府の船奉行に管轄される「諸浦の親郷」と彦根藩の三湊、松原(彦根町の隣村)、米原、長浜との近世期における湖上交通をめぐる対立を指摘する。杉江 進「近世湖上交通と八幡航路の展開」木村至宏編『近江の歴史と文化』思文閣出版、1995年、157、159頁。

27)『滋賀県市町村沿革史』第四巻(滋賀県市町村沿革史編さん委員会編、1960年)によれば木之本町は、「養蚕および製糸の行なわれた大正から昭和初頭までは女子労働力の流入」があり、「とくに力織機が導入された工場制工業の盛行した大正末から昭和四年にかけて顕著で、斯業の衰退とともに五年以降大巾な流出超となった」とある(610頁)。

28) ここでは如上のとおり、県内203市町村の5%にあたる入寄留者数の上位10市町村を「多い」とみます。「まち」のうち、甲賀郡長野村だけがここに入っていないが、入寄留者数707人で13番目となっている。ちなみに、長野村の入寄留率14.05%は第10位の日野町よりも高い。

29)「近江商人」とは近世期における史料概念ではなく、近代以降に名づけられた分析概念である。ここでは、宇佐美英機による定義にしたがって、近世期の商人類型として「近江国に本宅を置いて、他国稼ぎをした商人」とする。日野町史編さん委員会編『近江日野の歴史』第7巻 日野商人編、2012年、序章5頁。

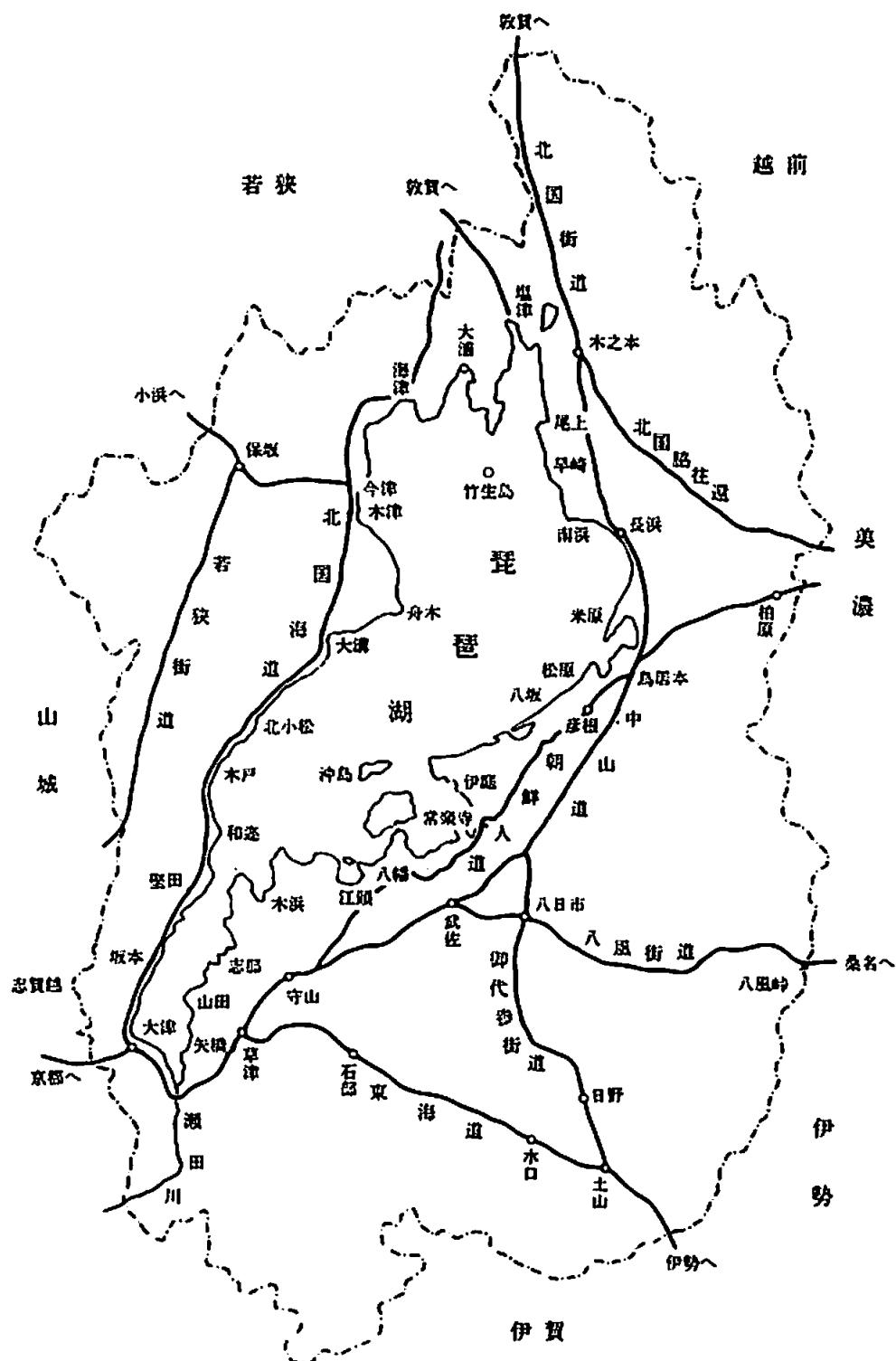


図13 近世のおもな湊と街道略図

出典：木村至宏「琵琶湖の湖上交通の変遷」木村至宏編『近江の歴史と文化』思文閣出版、1995年、13頁。

表14 入寄留者数上位10市町村

郡	市町村	本籍人口/ 現住人口比	本籍人口	出入寄留比	入寄留者数	入寄留率	郡内 入寄留率	県内 入寄留率	他道府県 入寄留率	入寄留百分比		
										郡内	県内	他道府県
大津市		1.54	27,171	0.434	25,777	61.73%	-	22.64%	39.06%	-	36.68%	63.28%
犬上郡	彦根町	1.21	20,180	0.577	10,148	41.46%	5.67%	22.60%	18.86%	13.67%	40.85%	45.49%
阪田郡	長浜町	1.16	11,085	0.582	4,139	32.30%	8.96%	22.80%	9.51%	27.74%	42.84%	29.43%
滋賀郡	膳所町	1.00	8,089	1.004	3,845	47.62%	4.36%	27.78%	19.84%	9.15%	49.18%	41.66%
蒲生郡	八幡町	0.97	7,936	1.109	2,180	28.32%	11.26%	21.90%	6.35%	39.77%	37.57%	22.43%
甲賀郡	水口町	0.84	8,961	1.754	1,908	25.36%	15.15%	20.22%	5.14%	59.75%	19.97%	20.28%
神崎郡	八日市町	1.16	4,763	0.579	1,804	32.67%	6.81%	27.24%	5.16%	20.84%	62.53%	15.80%
栗太郡	草津町	1.01	5,936	0.956	1,260	21.03%	8.55%	15.41%	5.63%	40.63%	32.62%	26.75%
伊香郡	木之本町	1.07	5,259	0.635	1,023	18.16%	3.50%	6.75%	11.35%	19.26%	17.89%	62.46%
蒲生郡	日野町	0.75	8,654	3.456	864	13.23%	6.09%	10.38%	2.85%	46.06%	32.41%	21.53%

似ている。

このように1918(大正7)年時点において、ほかの土地から人を引きよせていた市町村はいずれも近世あるいはそれ以前からの交通の要衝、城下町、あるいは在郷町であった。これらの市町村は明治維新より前からなんらかの形で県外とも結びついていた土地である。近代以降においてもこうした市町村に県内外の人々が流入したのである。

「まち」や入寄留の多い町の存在は、都市レヴェルでの人の移動傾向と符合する点もある。甲賀、蒲生の両郡の郡内出寄留比の高さは、水口町や長野村、そして八幡・日野の2町という、それぞれの郡内に人が集まる場所があったためであり、犬上・阪田の両郡のばあいも、彦根・長浜という「まち」が存在したためである。たほう東浅井郡で県内他郡市への出寄留が高くなったのは、郡内に「まち」がなく、南に彦根・長浜、北に木之本という3つの他郡の「まち」に挟まれていたことと関係している可能性がある。

IV 町村レヴェルで見た出寄留

滋賀県のばあい、人の移動は流入よりも流出の方が多かった。1907年時点で出入寄留比は1.80で、その11年後の1918年には2.25となる。

つまり入ってくる人の2倍以上が県外に出ていったのである。ここでは出寄留に着目して、県内のどのようなところからどこへと人が出ていったのかを町村レヴェルで見ていく。そこから見えてくるのは、出寄留先の地域区分ごとの違いであり、近世までの地域特性が近代の人の移動にも作用していることである。

出寄留先の地域区分ごとの違いを見る前に、出寄留率が高い市町村を確認しておく。表15は1918年時点での出寄留率が33.34%超、つまり本籍人口の1/3以上が出寄留というかたちで本籍地を離れている状態にある14の市町村である。この表に含まれる「まち」は「中核まち」の大津市ののみであるが、膳所町、水口町、日野町のように入寄留者が多い町も含まれている。

ちなみに、寄留法施行以前の1907年時点での条件に該当するのは4町村のみで、それぞれの町村名および出寄留率は、滋賀郡膳所町46.98%，栗太郡老上町36.83%，神崎郡南五箇荘36.11%，犬上郡松原村34.48%である。寄留法施行の影響もあろうが、11年のときを経て、滋賀県における人の流出が増えたことは出寄留率の高い市町村数からも確認できる。

いずれの年次においても出寄留率が最も高いのは膳所町であり、出寄留者数に信頼がおける1918年では本籍人口の半分近くが町を出ていることになる。膳所町の出寄留百分比を見ると、

表15 出寄留率33.34%超の市町村

1918（大正7）年		本籍人口	出寄留者数	出寄留率	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村					郡内	県内	他道府県	植民地	外国	その他 ・不詳
滋賀郡	膳所町	8,089	3,859	47.71%	1.004	1.35%	25.58%	70.33%	1.11%	0.65%	0.98%
大津市		27,171	11,188	41.18%	0.434	-	16.81%	80.68%	0.72%	0.16%	1.63%
犬上郡	高宮村	4,994	1,874	37.53%	5.235	10.89%	9.18%	62.27%	4.48%	5.07%	8.11%
甲賀郡	水口町	8,961	3,346	37.34%	1.754	6.01%	15.78%	72.18%	2.72%	0.15%	3.17%
犬上郡	磯田村	3,529	1,257	35.62%	15.145	6.13%	9.23%	21.88%	5.17%	55.53%	2.07%
高島郡	大溝町	3,458	1,218	35.22%	4.143	5.75%	11.25%	78.08%	2.30%	0.82%	1.81%
愛知郡	愛知川町	7,227	2,504	34.65%	3.050	1.20%	20.13%	73.20%	1.40%	1.16%	2.92%
犬上郡	松原村	1,705	589	34.55%	5.775	19.69%	6.79%	49.92%	2.21%	16.47%	4.92%
愛知郡	西押立村	2,502	864	34.53%	9.290	6.48%	11.11%	79.51%	0.46%	1.04%	1.39%
蒲生郡	日野町	8,654	2,986	34.50%	3.456	4.82%	6.23%	84.56%	1.31%	0.27%	2.81%
犬上郡	北青柳村	2,175	745	34.25%	8.011	25.10%	9.13%	31.41%	2.82%	30.47%	1.07%
甲賀郡	石部村	4,004	1,370	34.22%	5.547	5.40%	15.47%	74.38%	1.75%	0.29%	2.70%
阪田郡	鳥居本村	4,554	1,553	34.10%	8.174	5.99%	18.48%	62.14%	4.51%	5.15%	3.73%
犬上郡	千本村	3,769	1,271	33.72%	6.230	16.84%	4.80%	63.81%	3.30%	4.88%	6.37%

県外への出寄留が70%を超えており、本籍人口の約3人に1人が県外に出寄留しているという計算になる³⁰⁾。さきに見たように、膳所町が含まれる滋賀郡のはあい、三府出寄留率が高く半数以上の出寄留者が京都府にいた。膳所町のはあいも県外寄留者の多くは京都府に出寄留しているものと思われる³¹⁾。また上述のとおり、膳所町は入寄留者が多い町でもあり、入寄留百分比でも県外が40%超を占めた。したがって、膳所町は隣接する大津市と同様に、京都との人の出入が盛んな土地であったと推測される。

膳所町と同様に、1907年と1918年のふたつの時点で出寄留率33.34%超は犬上郡松原村である。松原村は彦根城の壕につながる松原内湖の周囲に広がっており、近世にはいわば「彦根の外港」をなす湊町であった。近世において城を近くに持つ湊であったという点で膳所町と松原村は共通している。

表15に含まれる市町村で湊という点では、大

津市、高島郡大溝町も共通している。その大溝は戦国期には、高島商人の輩出地でもあった。商人の輩出地という点でいえば、高宮、愛知川、日野もそれに当てはまる。また陸上交通の要衝という点でいえば、大津、水口、石部は東海道の、高宮、愛知川は中山道の、鳥居本は中山道と北国街道とが交わったのちの最初の宿場町であり、彦根、八幡をとおる朝鮮人街道の起点であった（図13、参照）。また、千本村は高宮村と鳥居本村に挟まれた中山道沿いの村である。

湊や宿場町という、明治維新以前からの交通の要衝という地域特性は、近代においても変化がなかった。はやくも1889（明治22）年には東京から神戸までが官設鉄道で全通し³²⁾、同年には敦賀から米原までも鉄路で結ばれている。また大正のはじめまでには、官設鉄道の経路から外れた東海道・中山道沿いの町々も関西鉄道、近江鉄道や湖南鉄道といった私設鉄道によって結ばれることになる³³⁾。そして表15にあらわ

30) 「出寄留百分比」における「その他」は軍務・収監などによる本籍地を離れている人員の比を指す。

31) 残念ながら、町村単位の出寄留先の道府県にかんする詳細なデータは滋賀県統計書には記載されていない。

32) それ以前にすでに東京から神戸までがつながっていたが、長浜から大津間は船によるものであった。

33) このうち関西鉄道は、1906（明治39）年の鉄道国有法によって国有化された。

れる14の市町村のうち9市町村に鉄道の駅が置かれていた。近世における陸上交通の要衝は順次、近代の象徴ともいえる鉄路によってもつながっていったのである。そして鉄路は人だけでなく物の流通にも影響を与えた³⁴⁾。さらに、古くからの湊町である高島郡大溝町も、明治にはいつからも湖上の航路にあたる主要な湊であり続けた³⁵⁾。このように、近世までの交通の要衝は近代になっても変わらなかった。

湊町にせよ宿場町にせよ、そうした場所はたんに人や物の往来が激しいというだけでなく、それらの人々によって多くの情報がもたらされる場所であった³⁶⁾。もともと移動に親しむ人々が、こうした情報の刺激を受けながらみずから外部へと出ていった可能性がある。

残る4村は域外との往来ではなく、域内でつながった村々であった。これらの4村は、近世には同じ彦根藩領であり、同じ交通路によって間接的につながっていたと考えられる。まず犬上郡磯田村と同郡北青柳村は湖岸に位置する隣村である。また愛知郡西押立村は内陸にある集落であるが、宇曽川舟運で河口にある磯田村とつながっていたとみられる。1883(明治16)年の滋賀県統計書によれば、宇曽川舟運は愛知郡の「石橋村」(のちの愛知川町の一部)を「水上」としているが、近世期の運送は舟運を主体としており、彦根藩の年貢米などはこの舟運によって運ばれた。宇曽川舟運の中心を担ったのは、三津屋村(のちの磯田村の一部)の船持ちであり、

彼らが「宇曽川流域における彦根藩領の年貢米および売買荷物の運送を独占したとされる」³⁷⁾。のちの西押立村域にあたる村々は舟運の便がないため、便がある「石橋村」まで陸路を運び、そこから舟によって松原湊まで運ばれたと考えられる。つまり、「彦根の外港」である松原湊のある松原村を含めた4村は、宇曽川から松原湊に向かう水上交通路によってつながっていたと考えてよいであろう。

その松原村と膳所町とは、如上のとおり湊と城という共通点を持つものの、出寄留百分比を比較すると、両者には明確な違いが存在する。1918年時点では、両者は同様に県外への出寄留の比率が最も高いが、松原村は50%を超えて、郡内および植民地・外国への百分比が高くなっている。膳所町では他道府県に向かっていたもの的一部が、松原村では郡内か植民地・外国へと向かっているのである。つまり、出寄留率が高い市町村のなかにも移動先の違いが見られるのである。

さきに見た都市レヴェルの数値においても犬上郡は、郡内と植民地・外国への出寄留比がほかの都市よりも高かった³⁸⁾。松原村のばあい、植民地・外国への出寄留比は郡全体の値である17.44%よりも高いが、それだけでなく郡内への出寄留も郡全体の12.54%という値より高い。犬上郡には「中核まち」である彦根町があり、松原村からは隣接する彦根町に移動するものが多くいたものと思われるが、のことと植民地・

34) 県統計書にも「交通」あるいは「交通及通信」という章がたてられ、鉄道にかかる統計が掲載されている。県統計書からは、国営・私営を問わず鉄道旅客数、貨物取扱量とともに年々、増加していることがわかる。1907年において滋賀県内にある国鉄の駅での乗降客がいずれも190万人前後であったのが、1916(大正5)年には、200万人を突破しているし、1918年には250万人を越えている。また取りあつかう貨物量も年々増加する傾向にあり、発送する貨物量は1916年には20万トンを超え、到着する貨物量は1909(明治42)年にはすでに20万トンを超えていている。註2に述べたように、このような物流路の変化は域内の河川舟運の衰退を招いた。

35) 1918(大正7)年の滋賀県統計書によれば、大湖汽船の寄港地である大溝は、乗降旅客数で大津に次ぎ、発送と到着を合わせた貨物取扱数も大津、長浜、今津に次いで4番目に多かった。

36) 八杉淳は近世近江の宿場町に多様な情報がもたらされた具体的な事例をあげて、近江の地が情報や文化の交差点であったと述べる。八杉 淳『近世の宿場町』 淡海文庫43, サンライズ出版, 2009年, 8-10頁。

37) 岡本 「移民村における社会経済構造の歴史的分析」, 44頁。

38) 表15の14の市町村のうち、他道府県への出寄留比が70%未満となっているのは、犬上郡の5村と阪田郡の鳥居本村のみとなっていることも示唆的である。

表16 外国出寄留率5%超の市町村

1918（大正7）年		外国 寄留者数	外国 出寄留率	出寄留 者数	出寄留率	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村						郡内	県内	他道府県	植民地	外国	その他 ・不詳
犬上郡	磯田村	698	19.78%	1,257	35.62%	15.145	6.13%	9.23%	21.88%	5.17%	55.53%	2.07%
犬上郡	南青柳村	193	11.27%	453	26.46%	6.205	15.45%	5.96%	26.49%	4.64%	42.60%	4.86%
犬上郡	北青柳村	227	10.44%	745	34.25%	8.011	25.10%	9.13%	31.41%	2.82%	30.47%	1.07%
犬上郡	日夏村	178	9.28%	493	25.69%	5.602	9.94%	5.48%	38.54%	6.69%	36.11%	3.25%
犬上郡	久徳村	163	6.56%	710	28.59%	11.833	16.48%	4.93%	45.49%	7.89%	22.96%	2.25%
犬上郡	亀山村	172	6.51%	870	32.93%	10.235	8.05%	7.01%	56.67%	5.75%	19.77%	2.76%
犬上郡	福満村	211	6.20%	1,006	29.57%	9.491	17.79%	5.27%	48.21%	3.48%	20.97%	4.27%
愛知郡	稻枝村	289	6.19%	1,397	29.93%	11.087	3.01%	11.31%	58.48%	5.23%	20.69%	1.29%
犬上郡	松原村	97	5.69%	589	34.55%	5.775	19.69%	6.79%	49.92%	2.21%	16.47%	4.92%
犬上郡	芹谷村	91	5.24%	413	23.80%	29.500	41.65%	10.90%	18.16%	1.21%	22.03%	6.05%

外国への移動とのあいだに結びつきがある可能性もある。

さらに、松原村の在外寄留者数に注目すると、日本の植民地・勢力圏と外国・非勢力圏とで、どちらがより多いかが明らかとなる。1918年時点では非勢力圏である外国には97人が在留しているが、その人数は植民地への寄留者合計13人の7倍以上となっている。なお県全体の外国寄留者数は6,094人であり、これを市町村数の203で割った市町村あたりの平均外国寄留者数はおよそ30人となる。松原村の外国への寄留者数はこの3倍を越え、相対的に多いといえる。

松原村の97人でも村の本籍人口の5%を越える訳だが、1918年時点では外国への出寄留率が5%を超える市町村を探すと、県全体で10村あることがわかる。これらの村は県内において相対的に外国＝非勢力圏への出寄留率が高いところである（表16、参照）。

まず注目すべきは、これら10村のうち9村までが犬上郡に位置することである。郡内には20町村があるが、その半数近くが含まれている。とりわけ序にも述べた、湖岸の磯田村は北米移民の母村であった。じっさい、外国出寄留者数698人はほかの市町村を圧倒しているし、外国

出寄留率も第1位となっている。また如上のとおり、磯田村は表15にも含まれており本籍人口の1/3強が出寄留し、百分比において「外国」が50%をこえている。つまり、本籍人口の6人に1人以上が「外国」に出寄留している計算になる。磯田村ほどではないにせよ、同様に表15にあらわれた北青柳村、それに南青柳村や日夏村も、百分比で30%超が外国に出寄留している。外国移民にかんしてはその数や率において、犬上郡の諸村が群を抜いている。

その犬上郡のなかでもとりわけ外国出寄留者の多い磯田村の出入寄留比は15.145であるが、磯田村と同様にこの比が10を超える村は表16にはほかに4つある。出入寄留比が10を超えることは、1人の入寄留者につき10人以上が出寄留していることであり、人口流出の度合いが高い村ということができる。県全体でもっとも出入寄留比が高いのは、表16には含まれないが、琵琶湖の内湖のひとつ大中湖に面した神崎郡の栗見莊村で41.000である³⁹⁾。この栗見莊村と磯田村に挟まれた愛知郡の3村のうち、表16に名前を見せてるのが稲枝村である。その稲枝村も出入寄留比が11.087と10を超えており、この稲枝村のみならず、残りの2村、稻村、葉枝見村

39) 栗見莊村は1907年時点では本籍人口／現住人口比が1を上まわり、本籍人口以上の人々が現住していた（表11、参照）。

表17 植民地出寄留率上位10村

1918(大正7) 年		植民地 出寄留 者数	植民地 出寄留 率	植民地別寄留者数				外 国 出 寄 留 者 数	出 寄 留 者 数	出 入 寄 留 比	出寄留百分比					
郡	町村			朝鮮	台湾	樺太	関東州				郡内	県内他 都市	他道府 県	植民地	外国	その他 ・不詳
甲賀郡	下田村	57	2.80%	53	2	1	1	1	429	3.154	5.13%	6.76%	68.07%	13.29%	0.23%	6.53%
神崎郡	能登川村	52	2.57%	20	5	17	10	12	655	3.599	8.24%	9.16%	72.37%	7.94%	1.83%	0.46%
犬上郡	久徳村	56	2.26%	23	16	3	14	163	710	11.833	16.48%	4.93%	45.49%	7.89%	22.96%	2.25%
甲賀郡	宮村	43	2.08%	37	5	0	1	2	542	8.469	15.50%	5.72%	67.16%	7.93%	0.37%	3.32%
犬上郡	亀山村	50	1.89%	20	3	0	27	172	870	10.235	8.05%	7.01%	56.67%	5.75%	19.77%	2.76%
犬上郡	磯田村	65	1.84%	14	4	2	45	698	1,257	15.145	6.13%	9.23%	21.88%	5.17%	55.53%	2.07%
犬上郡	日夏村	33	1.72%	17	11	0	5	178	493	5.602	9.94%	5.48%	38.54%	6.69%	36.11%	3.25%
犬上郡	高宮村	84	1.68%	34	17	12	21	95	1,874	5.235	10.89%	9.18%	62.27%	4.48%	5.07%	8.11%
犬上郡	河瀬村	94	1.67%	60	6	5	23	152	1,128	2.085	12.77%	7.71%	49.73%	8.33%	13.48%	7.98%
愛知郡	稻枝村	73	1.56%	44	24	5	0	289	1,397	11.087	3.01%	11.31%	58.48%	5.23%	20.69%	1.29%

も1918年時点ではそれぞれ12,043, 10,795となっており、磯田村につながる村々で出寄留者が多いことがわかる。また、湖岸にある稲、葉枝見の2村は外国への出寄留者が150名超で、外国出寄留率もそれぞれ4.03%, 3.11%となっている。栗見荘村は外国への出移民が多くないものの、愛知郡葉枝見村から犬上郡磯田村、北青柳村、松原村、そして阪田郡入江村につながる湖岸地帯は出移民母村帯を形成している⁴⁰⁾。

広島・山口からの移民送出について分析した児玉正昭は、出移民の地域的偏在の背後に「地縁血縁関係による勧誘や呼び寄せ」を指摘しており⁴¹⁾、磯田村内でそうであったと考えられる。それだけでなく磯田村を中心に関西への出寄留者がそれに続く人々を生み（いわゆる、連鎖移住）、その影響が湖岸の村々に広がっていった可能性も高いのである⁴²⁾。

もう一つ注目すべきは、この外国への出寄留母村帯のなかで、稻枝村と琵琶湖に挟まれた稻村である。稻村は、近世において蝦夷地交易の中心となった商人、すなわち、両浜組商人の輩出地であった。もともと外に向かって出ていく

ことに抵抗の少ない土地であったことがわかる。児玉も移民を送出する社会的要因として、出稼ぎなどの風習が伝統としてあったことをあげている⁴³⁾。

ところで、出入寄留比の高さで栗見荘村に続くのは伊香郡古保利村（39.909）で、三番目に多いのが表16の最後にある芹谷村（29.500）である。如上のとおり滋賀県はおおまかに、琵琶湖に向かって土地が低くなる地形となっているが、犬上、愛知、神崎、蒲生の4郡は山地から低地に向かう細長い郡域となっている。芹谷村は犬上郡にあって山側、阪田郡、岐阜県に隣接する山間地である。百分比からあきらかのように、郡内への出寄留者が多い。芹谷村は、交通要路を離れた山間の村ではあるが、もともと村を出る人が多いこと、郡内の海外移民の多い町村、あるいは郡内の人口集中地である「中核まち」彦根に移動することによってなんらかの形で海外移民にかんする情報をえ、それらによって精神的抵抗を少なくしたことが、住民を海外に誘った要因のひとつと推測される⁴⁴⁾。外国への出移住にかんしては犬上郡あるいは愛知郡から阪

40) 入江村（1923(大正12)年に町制施行・名称変更し、米原町となる）も1918年時点では外国に出寄留するものが198人、外国出寄留率3.24%，出寄留百分比で外国の占める割合は22.47%である。

41) 児玉 正昭『日本移民史研究序説』 溪水社、1992年、95-96頁。

42) これらの出移民母村帯はいずれも、近世には彦根藩領であったという共通点もある。

43) 広島・山口両県のばあいは、近世には大工や石工としての出稼や朝鮮近海への出漁など生地を離れる伝統があったという。児玉『日本移民史研究序説』、54-56頁。

表18 植民地寄留者数上位11町村

1918（大正7）年		植民地 出寄留 者数	植民地 出寄留 率	植民地別寄留者数				外国 出寄留 者数	出寄留 者数	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村			朝鮮	台湾	樺太	関東州				郡内	県内他 都市	他道府 県	植民地	外国	その他 ・不詳
犬上郡	彦根町	253	1.25%	95	65	18	75	158	5,851	0.577	5.55%	20.06%	61.27%	4.32%	2.70%	6.08%
犬上郡	河瀬村	94	1.67%	60	6	5	23	152	1,128	2.085	12.77%	7.71%	49.73%	8.33%	13.48%	7.98%
甲賀郡	水口町	91	1.02%	39	31	0	21	5	3,346	1.754	6.01%	15.78%	72.18%	2.72%	0.15%	3.17%
犬上郡	高宮村	84	1.68%	34	17	12	21	95	1,874	5.235	10.89%	9.18%	62.27%	4.48%	5.07%	8.11%
大津市		80	0.29%	14	25	0	41	18	11,188	0.434	-	16.81%	80.68%	0.72%	0.16%	1.63%
愛知郡	稻枝村	73	1.56%	44	24	5	0	289	1,397	11.087	3.01%	11.31%	58.48%	5.23%	20.69%	1.29%
阪田郡	鳥居本村	70	1.54%	43	14	13	0	80	1,553	8.174	5.99%	18.48%	62.14%	4.51%	5.15%	3.73%
犬上郡	豊郷村	66	1.46%	30	20	3	13	37	1,152	4.100	3.65%	11.46%	72.14%	5.73%	3.21%	3.82%
犬上郡	磯田村	65	1.84%	14	4	2	45	698	1,257	15.145	6.13%	9.23%	21.88%	5.17%	55.53%	2.07%
東浅井郡	大郷村	65	1.01%	43	17	1	4	36	1,327	5.647	3.39%	32.78%	52.75%	4.90%	2.71%	3.47%
阪田郡	長浜町	65	0.59%	49	7	3	6	57	2,410	0.582	8.13%	14.48%	69.00%	2.70%	2.37%	3.32%

田郡にかけての湖岸地域に注目されがちであるが、芹谷村のような山間部からもけっして少なくない人数、本籍人口比で言えば高率で外国への出移民が輩出されていたのである。そして、その背景に郡内での移動が想定されるのである。

また犬上郡は、外国だけでなく植民地への出寄留率も高い。表17は植民地への出寄留率上位10村をあらわしているが、そのうちの6村は犬上郡の村である。しかもこの6村のうち、磯田、日夏、久徳、亀山の4村は外国への出寄留率上位を示した表16にも登場する。犬上郡は相対的に高率で渡海する人々を出したのである。率だけでなく数においてもまさっていたことは表18から明らかである。表18は植民地に出寄留する人数上位11市町村であるが、彦根町が数のうえでほかを圧倒している。またこの表においても、11市町村のうち5つを占めるのが犬上郡の町村である。

植民地出寄留率の高い（表17）犬上郡の6村

のうち、外国出寄留率の上位（表16）の上位に含まれない犬上郡の村は、高宮村、河瀬村のふたつである。如上のとおり、高宮村は表15に登場する出寄留者が本籍人口の1/3を超える場所であり、高宮商人を輩出した中山道沿いの村である。河瀬村はその隣村である。ただし、高宮村と河瀬村を比較したとき、出寄留先の傾向は異なっている。河瀬村では植民地のなかでも朝鮮に在留しているものが大半であるが、高宮村のはあい、朝鮮、台湾、樺太、関東州のいずれにも相当数の寄留者がいる。植民地で圧倒的に多くの寄留者をもっている彦根市も、高宮村と同様に4つの植民地のそれぞれに相当数の寄留者をもつ（表18、参照）。

河瀬村のように朝鮮へ集中する傾向を示しているのは、表17の1位、植民地寄留率が県内で一番高い甲賀郡下田村である。また、第4位に入っている同じ甲賀郡の宮村も同様に朝鮮への出寄留が圧倒的である。しかし同じ甲賀郡であっても、表18に出てくる水口町は、植民地の

44) ここでは議論できないが、通婚圈・養子縁組圏をふまえた人の移動も考慮すべきである。滋賀県立大学を中心とした近江商人研究会が2003年におこなったカナダ滋賀県人会関係者への聞き取り調査では、以下の事例があった。ある男性は、カナダに移住した祖父について、愛知郡愛知川町出身であるが姉の嫁ぎ先であった犬上郡北青柳村でカナダ移住の話を聞いたようだと話している。また別の女性は、岐阜県揖斐郡で生まれているが、犬上郡磯田村からカナダに移民していた父の養子となり、16歳まで滋賀で育つものの、父に呼び寄せられカナダに移住している。近江商人研究会「進取と望郷——カナダ移民滋賀県人会の聞き取り調査報告——」『人間文化：滋賀県立大学人間文化学部研究報告』 第15号、2004年3月、55-56、67-68頁。

一地域に限定される傾向は見られない。

下田・宮の両村と水口町との違いは地理的条件に見られる。前者はいずれも主要河川からも主要路からも外れた場所にあるのにたいし、後者は如上のとおり東海道沿いである。下田村は野洲川中流域から少し離れた丘陵地、蒲生郡との境にある。また宮村も東海道から外れた、三重県との境界にある山間地である。植民地出寄留率の高い犬上郡の諸村が、いずれも中山道に隣接した場所、もくしは河川や湖岸などの水上交通路にあるのとは対照的に、甲賀郡の両村は交通路から隔絶された場所と見える。

主要交通路から隔絶した山間地にある下田・宮の2村は、『滋賀県物産誌』によればいずれも水利の便が悪く農業にはあまり適さない土地であった。とくに1889(明治22)年以降の町村制施行以後、宮村となる野川村、下馬杉村、上馬杉村、柑子村は、平時においても干ばつに見舞われることがあったようである⁴⁵⁾。下田村も事情は同じであったが、隣村の八田村(1889(明治22)年以降の町村制施行以後、伴谷村の一部)とともに製陶業が営まれており、こんにち近江下田焼と呼ばれるに至る陶器を産した。『滋賀県物産誌』が書かれた明治10年代には総戸数372軒の下田村に20軒の製陶する家があった⁴⁶⁾。しかし、主要路を離れた山間地で地の利がないため流通の障害をかかえたなかで、農業に代わり人口を支えられるほどの規模とはならなかったようである。

下田村からの出寄留が地域的に限定されるという現象は、朝鮮とともに北海道、とりわけ上川盆地にも起こっている可能性がある。士別市で発行されている地域日刊紙『道北日報』は1958(昭和33)年に同紙の前身紙に掲載された県人会にかんする記事を復刻し、ウェップ上に掲載している。その滋賀県人会にかんする記事

表19 都市別北海道移住民船車賃割引券下附
人員数(1906-1912、除: 1908、1911)

1906-1912 (除: 1908、 1911)	合計
大津市	10
滋賀郡	13
栗太郡	10
野洲郡	16
甲賀郡	184
蒲生郡	82
神崎郡	45
愛知郡	86
犬上郡	63
阪田郡	82
東浅井郡	106
伊香郡	67
高島郡	2

には、「この県人は明治年代団体で比布に移住したものが数多に及び地域的にも甲賀郡下田村からがほとんどであった」と記されている⁴⁷⁾。つまり、こんにち旭川市に隣接する比布町に下田村から集団で移住しており、比布では滋賀県出身者の大半を下田村からの移住者が占めているというのである。

じっさい表5に示したように甲賀郡は北海道への出転籍者が相対的に多いだけでなく、定着するものも多かったようである。1906(明治39)年版から滋賀県統計書には北海道への移住民にかんするデータが掲載されるようになり、1916(大正5)年版からは「移住民」欄に台湾、樺太、朝鮮、外国とともに、北海道についても同じ表のなかで前年末在留者数、当年移住者数、当年退去者数、当年末在留者数が郡市ごとに示されるようになる。その1916年版において、甲賀郡から北海道への移住についての欄で前年末

45) 『沿革史五』、259-261、264-265頁。

46) 『沿革史五』、227頁。ちなみに、八田村では戸数62軒中製陶に従事するのは10軒である。同上、228頁。

47) 「道北日報ヘッドライン 県人会めぐり【滋賀県の巻一2】」 <http://www.tesio.net/~dhpress/special/2004dhspecial/fudoku/fudoku20.htm> 最終アクセス日: 2018年4月26日

移住者数に当年の移住者数と退去者数を加減した数値が当年末在住者数に合わず但書が付されている。それによると、「二十二名符合セザルハ前年末現在数ノ内本籍ヲ北海道ニ転籍セシモノアルニ由ル」と記載されている。甲賀郡からの移住者が「家」単位で北海道の地に定着する傾向にあったことが推測される。

また、移民として北海道に移住するものにたいしては、1898(明治31)年から政府による船車賃割引券がふたたび下附されるようになったが⁴⁸⁾、滋賀県統計書には、その割引券の下附数にかんする郡市別データが1906年から1912(明治45/大正元)年まで掲載されている。それをまとめたのが表19である⁴⁹⁾。この表19からは、甲賀郡が突出していることがわかる。割引券の下附には当然のことながら、三つの条件が付されていた。まずひとつは、「一時の出稼にあらざる者」であり、第二は「生業の目的を以て移住する者」であり、最後は「移住に要する旅費を弁じ得る者」というものであった⁵⁰⁾。つまり甲賀郡から北海道に渡ったものが定着志向であったことは、ここからも推察される。

主要交通路を外れた甲賀郡の2村、下田村と宮村からは朝鮮と北海道に「家」単位で定住を前提として移動していた可能性が見えてきた。町村ごとでも郡市ごとでもないが、県統計書には北海道への移住者にかんしてその職業別の数値も示される。明治30年代の前半においては農業従事者と商業従事者とはほぼ同じであるが、明治30年代後半になるにつれ、農業従事者の方がはるかに多くなる傾向にある。如上の内容にこれを加味すると、甲賀郡からは農業従事者が

新天地をもとめて北海道に移住、定着する傾向にあったことが読みとれる⁵¹⁾。その中心となつたのは、農業に適さない山間地の村々の住民だったとも推測しうる。

下田・宮の両村からの集団移住の可能性が考えられる朝鮮への渡航者を時系列に沿って把握することは難しいが、県全体で見ると、明治・大正期において明確に渡航者数が把握できる年次のなかでは1907(明治40)年842人がもっとも多く、1918(大正7)年の532人が次に多い⁵²⁾。在住者数が1,000人を超えるのがその1907年で、その8年後の1915(大正4)年には2,000人を超える。県統計書に町村ごとの朝鮮在住者数が示されるのは、併合がおこなわれた1910(明治43)年の「人口出入町村別」表からであるが、1910年時点での下田村から朝鮮に渡っていた在住者は36人、宮村からは20人であった。翌1911年ではそれぞれ39人と30人、1912年ではいづれも34人となっている。1910年から1912年の3年間で、宮村からは14人増加している。また1918年時点では下田村は53人、宮村は37人となっており、1912年からの6年間では下田村が19人増加となっている。村ごとに時期の違いはあるものの、明治末から大正にかけて、両村から朝鮮への移住者が増加していることがわかる。

ここまで外国・植民地への出寄留、つまり移民の送出市町村の地域的傾向を見てきたが、他の道府県への出寄留はそれらとは傾向に明らかな違いが見える(表20、参照)。

移民の送出が特定の郡に偏っていたのにたいし、他道府県への出寄留が多い町村は複数の郡にまたがっている。表20にあがっている市町村

48) 安田 泰次郎 『北海道移民政策史』 生活社、1941年、388頁。

49) 1908(明治41)年版のデータは前年1907年の数値が掲載されており、1911(明治44)年については、「明治四十四」と記されているものの数値そのものは、前年1910年とまったく同じであり、過誤と考えられる。そのため、5年分の数値のみを集計した。

50) 安田 『北海道移民政策史』、388頁。

51) なお、移住を止めて退去する者について、県統計書は北海道内の地域ごとの表となっており、どの郡市から移住したものかについて明らかにしない。ただし、全体的な傾向を数値のある明治30年代終わりから大正までのあいだで見ると、退去者は増加する方向にあった。

52) 坂野 「明治・大正期における滋賀県出移民史再考のために」附表(66頁)、参照。

表20 他道府県出寄留率上位10市町村

1918（大正7）年		他道府県 出寄留者 数	他道府県 出寄留率	出寄留 者数	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村					郡内	県内他郡 市	他道府県	植民地	外国	その他 ・不詳
滋賀郡	膳所町	2,714	33.55%	3,859	1.004	1.35%	25.58%	70.33%	1.11%	0.65%	0.98%
大津市		9,027	33.22%	11,188	0.434	-	16.81%	80.68%	0.72%	0.16%	1.63%
蒲生郡	日野町	2,525	29.18%	2,986	3.456	4.82%	6.23%	84.56%	1.31%	0.27%	2.81%
高島郡	大溝町	951	27.50%	1,218	4.143	5.75%	11.25%	78.08%	2.30%	0.82%	1.81%
愛知郡	西押立村	687	27.46%	864	9.290	6.48%	11.11%	79.51%	0.46%	1.04%	1.39%
甲賀郡	水口町	2,415	26.95%	3,346	1.754	6.01%	15.78%	72.18%	2.72%	0.15%	3.17%
神崎郡	北五箇荘村	1,187	26.15%	1,502	3.764	6.13%	11.25%	79.03%	1.73%	0.73%	1.13%
甲賀郡	石部村	1,019	25.45%	1,370	5.547	5.40%	15.47%	74.38%	1.75%	0.29%	2.70%
愛知郡	愛知川町	1,833	25.36%	2,504	3.050	1.20%	20.13%	73.20%	1.40%	1.16%	2.92%
神崎郡	南五箇荘村	1,062	25.01%	1,318	3.631	5.54%	8.42%	80.58%	3.19%	1.67%	0.61%

のほとんどは、これまでに出入寄留率上位すでに名前があがっている。高島郡大溝町、愛知郡西押立村・愛知川町は出寄留率が本籍人口の1/3を超える町村である一方、大津市や膳所町、日野町、水口町は出寄留率だけでなく入寄留者数も多く、人の流動性の高い市町であった。

そのなかで例外的なのは、神崎郡の北五箇荘村・南五箇荘村である。県内の人口集中地に見られるように、人の移動が近代以前の傾向を引きついでいることはすでに指摘したが、これらの2村も同様である。とくにこれらの村々は「五箇荘商人」とも呼ばれた「近江商人」を輩出した村であり、近世からの商人の里である。大溝にせよ愛知川・日野にせよ商人の輩出地であり、「他国への持ち下り商い」をおこなった近世期にすでに他の道府県となんらかの結びつきをもっていた⁵³⁾。他道府県への出寄留率の高さとのあいだになんらかの関係が推測される。

また表20の4つを占めるのは近世の宿場町で

ある。出寄留率が本籍人口の1/3を超える14の市町村（表15）においても6市町村が近世の宿場町であったが、そのうちの4市町村、大津、水口、石部、愛知川が表20に含まれている。大津の歴史的変遷について述べた木村至宏は、1889年の官営鉄道（のちの東海道線）の東京・神戸間全通によって大津が「通過地としての様相をみせはじめた」とする⁵⁴⁾。しかしながら1928年発行の『滋賀県史』によれば、県全体の出寄留が大幅に増えるのは1886（明治19）年であり⁵⁵⁾、大津・京都間開通（1880年）、長浜・大津間湖上汽船連絡による東京・神戸間全通（1884年）、それに如上の1889年の鉄道による東京・神戸間全通のいずれの時期とも合っていない。

近世の宿場町が鉄道の建設によって衰退するという見方は過剰な単純化と考えられる。たとえば、出寄留率の高い市町村を示す表15にも登場する愛知郡愛知川町は、出寄留とりわけ他道

53) たとえば、日野町の山中兵右衛門家は近世から駿河（静岡）に複数の出店を構えていた。山中家が嘉永2（1849）年に定めた奉公人規定によれば、「従来から日野商人の仕来り通り、国元で子供を採用し出店へ單身で送っていた」（松元 宏・佐々木 哲也「本書の課題と山中家の概要」松元 宏編『近江日野商人の研究——山中兵右衛門家の経営と事業』日本経済評論社、2010年、14頁。）。それは明治以降になんでも続いているよう、山中家の「雇人姓名簿」（1886（明治19）-1913（大正2））に基づいて宇佐美英機がまとめた表によれば、採用時の「現住所」として日野町や近隣の村々（甲賀郡を含む）の名が記されている。彼らは滋賀から静岡へと出寄留しているのである。宇佐美 英機「山中兵右衛門家の奉公人」松元編『近江日野商人の研究』、147-154頁。

54) 木村 至宏「交通の要所大津の歴史的変遷」『交通史研究』第33巻、1994年、8頁。

府県への出寄留が多い町である。近世には中山道の宿場町であり、近代にはいって1898(明治31)年には近江鉄道によって官設鉄道の彦根駅とつながり、鉄路による外部への戸口は開かれていた。近世の愛知川宿および周辺の村々は、「近江商人」を輩出した地域である⁵⁶⁾。特産品は蚊帳と麻布であり、近江麻布は松方デフレによる経済不況を乗りこえ、明治30年代はじめにその生産量のピークを迎えている。この地場産業に打撃を与えたのが、日露戦争前後の亜麻糸の高騰である⁵⁷⁾。鉄路敷設の時期とも重なるが、地場産業の衰退が出寄留を増やしたとみえる。寄留法施行以前でその数値にかならずしも信頼が置けないとはいえ、愛知川町の出寄留者数が増えるのはまさに明治40年代にはいってからである⁵⁸⁾。鉄道の敷設といった近代的な現象が、人々の移動に影響を与えたかったわけではないであろうが、それは直接的な要因というよりも間接的なものと見た方がよいであろう。

この愛知川町などの例外はあるが、県内での移動はこれまで名前があがることのなかった村が多くなる。表21は県内の他都市への出寄留率の高い上位10市町村であるが、7村は如上で名前が挙がっていない。

そのひとつに、県全体の県内他都市出寄留率3.43%の3倍以上の12.55%で1位となっている

栗太郡老上村がある。老上村からどこの都市に向かったのかは県統計書のデータからはあきらかにはならない。村内には矢橋湊があり、この湊をつうじて琵琶湖岸の市町村に移動することは容易であったと考えられる(図13、参照)。中世から利用されていた矢橋湊は、近世において近在の山田湊や志那湊に比してその重要度を増し、東海道と中山道の合流点である草津と大津とを結ぶ最短経路として利用された湊であった⁵⁹⁾。後述するように、近代に入ってその相対的な地位が低下したことによって、大津市や他郡へ移動したことが考えられる⁶⁰⁾。

老上村ほどではないにせよ、県内他都市への出寄留比が30%台と高くなっている村のひとつは、老上村の隣村、琵琶湖岸に位置する山田村である。山田村も老上村と同様に湊があり、その湊から湖上交通を使いえた村であるが、山田湊は、むしろ近代に入ってから矢橋湊よりも相対的に重要度を増している。『滋賀県史』には、紺屋関組が大津・山田間の渡船事業に従事したと記されている⁶¹⁾。また『滋賀県物産誌』の旧矢橋村の記載では、「往昔景況知ル能ハスト雖トモ維新前迄ハ旅人大津ニ至ルモノ此地ヲ除クノ外ハ漫ニ渡航ヲ禁スルヲ以テ頗ル輻輳ノ地タリシガ維新以降ハ該禁ヲ解カレ加之山田汽船ノ行ハルアリテ通行スルモノ少ナク大ニ衰ヘ

55) 『滋賀県史』 第4巻(最近世) 1986年覆刊, 123-124頁。1885年1月1日現在11,229人から1886年12月31日現在には倍以上の24,175人となった。翌1887年は31,087人であり、その後1888年は1,336人増の32,423人、1889年は927人増の33,350人となっており、増加幅は縮小し、1890年には31,013人と減少している。1891年以降は再び増加し、1894年には5万人を越える。ただし、1894年の増加は日清戦争によって陸海軍に入営する者が増えたためである。1897年には6万人を超えるが、これは生地を離れ国内のいずれかに出寄留した者が増えたことによる。したがって、1886年以降では1897(明治30)年が、本格的に流動性が高まった時期と考えられる。なお、出寄留者数については当該年次の滋賀県統計書でも確認した。

56) 愛知川町史編集委員会編 『近江 愛知川町の歴史』 第2巻 近世・近現代編, 2010年, 270-279頁。

57) 『近江 愛知川町の歴史』 第2巻, 463-467頁。

58) 明治39年の出寄留者数が1,197人(うち軍務によるもの27人)であったが、明治40年には1,457人(うち軍務によるもの33人)となっている。また、大正元年には2,000人を超えるものの、翌大正2年にはふたたび1,800人台にまで減少する。県統計書には大正8年版までしか町村別の出寄留者数は掲載されないが、大正中期まででは大正7年の2,504人がもっと多く、翌大正8年の1,642人が最小となっている。ただし、軍務、勢力圏・非勢力圏を問わず海外へ出寄留するものの数は100人規模で変化することなく、寄留者数の増減は国内での移動数の変化に拠る。

59) 小林保夫 「矢橋の渡し」 小林 保夫・八杉 淳編著 『宿場春秋——近江の国・草津宿史話』 角川選書316, 2000年, 119-120および122頁。

表21 県内他都市出寄留率上位10市町村

1918（大正7）年		県内他都市 出寄留者数	県内他都市 出寄留率	出寄留 者数	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村					郡内	県内他都 市	他道府県	植民地	外国	その他 ・不詳
栗太郡	老上村	605	12.55%	967	8.058	8.89%	62.56%	26.16%	0.10%	0.00%	2.28%
滋賀郡	膳所町	987	12.20%	3,859	1.004	1.35%	25.58%	70.33%	1.11%	0.65%	0.98%
栗太郡	物部村	284	8.44%	1,019	5.173	2.65%	27.87%	64.38%	2.26%	1.28%	1.57%
栗太郡	山田村	381	7.82%	1,106	8.919	8.23%	34.45%	54.43%	0.45%	0.09%	2.35%
犬上郡	青波村	191	7.21%	815	2.048	31.41%	23.44%	38.16%	1.60%	2.94%	2.45%
愛知郡	愛知川町	504	6.97%	2,504	3.050	1.20%	20.13%	73.20%	1.40%	1.16%	2.92%
大津市		1,881	6.92%	11,188	0.434	-	16.81%	80.68%	0.72%	0.16%	1.63%
愛知郡	東小椋村	174	6.90%	715	10.070	0.98%	24.34%	69.37%	2.10%	0.28%	2.94%
東浅井郡	大郷村	435	6.77%	1,327	5.647	3.39%	32.78%	52.75%	4.90%	2.71%	3.47%
東浅井郡	七尾村	143	6.35%	437	11.500	2.06%	32.72%	54.23%	3.89%	4.58%	2.52%

タリ」と記されており、矢橋湊に代わる湊として山田湊が登場している⁶²⁾。老上と山田では、近代にはいって取りまく状況が逆転しているにもかかわらず、出寄留にかんしては同じ傾向が見られるのである。

もう一村、栗太郡から表21に含まれる村がある。それは物部村である。物部村は湖岸の村ではないが、中山道沿いの村であり、隣村は中山道の宿場町であった野洲郡守山町である。野洲郡は出入ともに寄留者数の少ない郡であるが、入寄留百分比においては県内他都市からの比が

高く(表8、参照)、守山町も例外ではない。1918年時点では、県内他都市からの比は、49.43%と全体のほぼ半分を占めている。町村制が施行された1889年に物部村となった村のうち今宿村は、近世には守山宿の加宿であって、宿駅間の人馬継立に要する人や馬を提供する義務が課されていた⁶³⁾。『滋賀県物産誌』によれば、のちに物部村となる11村中のいくつかの村は明治に入ってからも農業のかたわら商業や運送業に従事するものたちも多くいたようである⁶⁴⁾。そうしたつながりから守山町への出寄留がおこ

60) 少なくとも明治10年代にはまだ、旧矢橋村に大舟4艘があった。『沿革史五』、103頁。また老上村内の旧野路村では明治維新後になって運輸を担う牛が大幅に増加している。『滋賀県物産誌』の記述によれば、明治10年代中葉に野路村には牛が89頭いたが、明治維新以前と比べると30頭余増加しているとのことである。『沿革史五』、102頁。明治から昭和初期にかけての道路交通史を研究した片山三男が日本統計協会による『日本長期統計総覧』によって作成した表によれば、日本全国における荷積用の牛車数のピークは1935(昭和10)年であり、人力車が1896(明治29)年、乗用馬車が1916(大正5)年、荷車が1922(大正11)年、荷積用馬車が1928(昭和3)年にそれぞれの台数のピークを迎えることと比較すると、相対的に遅い。表2「諸車保有台数の推移(明治8年～昭和12年)」、片山 三男「明治・大正・昭和初期の道路交通史——二輪車を中心に」『国民経済雑誌』 第192巻3号、2005年9月、44頁。滋賀県のばあい、『滋賀県物産誌』によれば多くの村々で牛が飼われており、村によっては農耕だけでなく運搬の用を果たしていた。また、1918(大正7)年版の滋賀県統計書によれば、牛車の登録台数が一番多いのは栗太郡の338台であり、旧東海道が通る甲賀郡・滋賀郡がそれぞれ335台、227台でそれに続く。県全体では1,195台であり、この3郡で全体の半数以上を占める。牛車は1907(明治40年)にかけて減少していくが、翌1908年からその数が回復し始める。牛車を用いた輸送業務に従事した人々がいたことと県内の他都市への出寄留と結びついていたことも考えられる。

61) 『滋賀県史』、281頁。

62) 『沿革史五』、103頁。

63) 八杉 『近世の宿場町』、21頁掲載の表1「近江の東海道・中山道の宿場(天保14年)」の註2、57および189頁。

また、『滋賀県物産誌』によれば、同じく物部村となった古高村も守山宿への助郷(宿における人馬継ぎ立てのために必要な人馬を提供する夫役)が課されており、牛馬についての記述で「近世マテハ宿駅助郷等ニテ其数尤モ多カリシ」という記載がある。『沿革史五』、130-131頁。

なわれた可能性が高い⁶⁵⁾。

ところで、山田村と同様に、他郡市への出寄留比が30%台と高めの数値をもつ村に、東浅井郡の2村、大郷村、七尾村がある。東浅井郡は郡市レヴェルの百分比で見たばあい、もっとも県内他郡市への出寄留の割合が高い場所であった。先にそれは、北には木之本、南には長浜、彦根という「まち」が存在したことつながりがあるのではないかと推論した。この2村についてはそれがあてはまる可能性が高い。

大郷村は湖岸に、七尾村は内陸の七尾山西麓に広がる。両村は姉川でつながっているが、1883(明治16)年の滋賀県統計書によれば姉川舟運は「通船極所」は「水上」つまり上流が「東浅井郡落合村」、「水下」、下流が「東浅井郡南濱村」となっている。いずれも1907年の時点でも大郷村に統合されている場所で、大郷村内で完結している。そのため、両村のつながりはあまりないものと思われる⁶⁶⁾。しかし両村はともに阪田郡境にあり、阪田郡への出寄留があった可能性が高い。大郷村は近世から縮緬の産地であり、この縮緬は長浜に集荷され流通したため「浜ちりめん」と呼ばれた。このように大郷村と長浜は近世からつながりが強かった。また『滋賀県物産誌』には、のちに七尾村となる法楽寺

村、佐野村、南池村、北池村、今庄(莊)村、阪田郡相撲庭村で養蚕製糸がおこなわれていたと記されており⁶⁷⁾、『滋賀県史』には1897(明治30)年に長浜町に「蚕業取締所」がおかれたともある⁶⁸⁾。養蚕製糸業のつながりで長浜との結びつきがあったことが推測される⁶⁹⁾。また七尾村は、北国街道を木之本宿から分かれ中山道の関ヶ原宿につながる北国脇往還に沿った村であるため、北国脇往還をつうじて伊香郡、とくに木之本町への出寄留があったとも考えられる。

このように県内での移動が近代以前からの地域間のつながりによるものであると推測されると同様に、郡内の移動も地域的なつながりが影響していると考えられる。

郡内移動の多い上位10村を示したのが、表22である。まず注目すべきは、移動の方向、つまり出入、寄留先を問わず人の流動性が低いと思われる野洲郡、伊香郡、高島郡の村がここにも含まれていないことである。人の流動性が低いところでは郡内という狭い範囲での移動も起こりにくいことがわかる。

たほう外国・植民地への出寄留が多い犬上郡の村が4村含まれている。先に芹谷村から外国への出寄留者が多い要因について、郡内の移動

64) 大門村「傍ラ米穀及ヒ葉種等ヲ商フモノアリ」(134頁)、伊勢村「傍ラ米商及造酒家」(136頁)、阿村「傍ラ商業ヲ事トス」(137頁)、千代村「傍ラ物貨輸送ニ従事スルモノアリ」(139頁)、浮氣村「傍ラ車夫トナルモノアリ又米穀商ヲナスモノアリ」(139頁)、閻魔堂村「傍ラ男ハ運輸ニ従事」(141頁)、今宿村「傍ラ車夫ヲ事トスルアリ」(142頁)。また、今宿村には、明治10年代に商家が30軒あり、「旅籠屋及ヒ古道具商其他種々ノ雜商ナリ」と記されている(142頁)。かっこ内は、いずれも『沿革史五』での頁数をあらわす。

65) また1912(明治45)年には物部村に東海道線守山駅が設置されており、物部村と守山町とのつながりは深い。1941(昭和16)年には物部村は守山町と合併し、新しい守山町が誕生している。守山町のよう近世宿場町のなかに人を集めた場所があったことはすでに述べてきた。草津町や木之本町は「まち」であったし、入寄留者数上位10市町村を並べた表14には水口町も含まれている。しかしたほうで、如上の愛知川町や、石部村、鳥居本村といった旧宿場町は出寄留率が3分の1を超える市町村にもあげられている(表15、参照)。ただし、そうした人の流出が官設・私設を問わず鉄道の敷設によるものと単純に結びつけられないことは愛知川町を事例にすでに記した。個々の宿場町の状況について詳述することはできないが、同じ宿場町であっても個々に状況の違いがあった。

66) ただし、『滋賀県史』によれば、明治初期の河川通船の例として、「阪田郡姉川筋で伊吹村より南濱村まで」との記載もある。『滋賀県史』、頁。伊吹村は七尾山東麓から伊吹山にかけての山間地であり、七尾村よりも上流の村であるので、七尾村も姉川舟運で湖岸までつながっていた可能性もある。

67) 『沿革史五』、825-827、830頁。

68) 『滋賀県史』、205頁。

69) なお蚕業試験場は1907年に大郷村に設立された。『滋賀県史』、206頁。

表22 郡内出寄留率上位10村

1918(大正7)年		郡内出 寄留者数	郡内 出寄留率	出寄留 者数	出入 寄留比	出寄留百分比					
郡	町村					郡内	県内他郡 市	他道府県	植民地	外国	その他 ・不詳
犬上郡	芹谷村	172	9.91%	413	29.500	41.65%	10.90%	18.16%	1.21%	22.03%	6.05%
犬上郡	青波村	256	9.66%	815	2.048	31.41%	23.44%	38.16%	1.60%	2.94%	2.45%
犬上郡	北青柳村	187	8.60%	745	8.011	25.10%	9.13%	31.41%	2.82%	30.47%	1.07%
阪田郡	六莊村	306	7.89%	929	1.904	32.94%	7.43%	45.21%	3.23%	4.41%	6.78%
甲賀郡	柏木村	249	7.50%	866	5.773	28.75%	12.47%	52.77%	1.96%	0.92%	3.12%
阪田郡	神田村	99	7.05%	310	14.762	31.94%	9.35%	46.13%	5.16%	1.61%	5.81%
滋賀郡	雄琴村	138	6.99%	650	15.476	21.23%	6.15%	65.69%	2.00%	2.92%	2.00%
神崎郡	建部村	168	6.94%	467	5.627	35.97%	9.42%	45.82%	4.50%	0.00%	4.28%
阪田郡	西黒田村	205	6.83%	709	7.463	28.91%	6.91%	58.25%	0.85%	1.41%	3.67%
犬上郡	松原村	116	6.80%	589	5.775	19.69%	6.79%	49.92%	2.21%	16.47%	4.92%

による情報取得を推論したが、外国や植民地に向かうものと郡内での出寄留との関係の可能性がここからも見えてくる。しかしながら、関係の有無については県統計書のデータから探ることは困難であり、ここでは判断を留保するしかない。

犬上郡の4村に続き数が多いのは、阪田郡の3村である。六莊村は長浜町に南隣する湖岸の村であり、その六莊村に接するのが神田村と西黒田村の2村である。その位置関係から阪田郡の「まち」である長浜町に出寄留しているものと推測される⁷⁰⁾。犬上郡の村も芹谷村を除けば、青波、北青柳、松原の3村いずれも「中核まち」彦根町を取りかこんで立地しており、これも郡内の「まち」への移動であると考えられる。同様に、甲賀郡柏木村は水口町の、神崎郡建部村は八日市町の、それぞれ隣村である。阪田郡3村と同様に郡内の「まち」あるいは入寄留の多い土地への移動だと見られる。

残る滋賀郡雄琴村は、これらの村とは事情を

異なる。滋賀郡には「まち」はなく入寄留の多い膳所町があるものの、雄琴村から膳所町に行くためには湖上を進むにしても陸路を進むにしても「中核まち」の大津市を通過することになる。たしかに、村域の一部(旧苗鹿村および旧千野村の一部)は1751年以降、膳所藩領であり⁷¹⁾、膳所町との近世來の結びつきがないわけではないが、大津市を超えて膳所町に向かう利点は見いだせない。膳所町も入寄留百分比では、郡内からの入寄留比は10%を超えておらず、郡内入寄留がそれほど多いわけではない。

雄琴村から郡内の出寄留先のひとつとして考えられるのは、隣接する坂本村である。坂本村は古代以来の信仰地である比叡山、あるいは延暦寺や日吉神社(日吉大社)があり、多くの参詣者が訪れる場所であった。たとえば、延暦寺そのものは札所とはなっていないものの西国三十三ヶ所巡礼の「発展的経路」として「延暦寺山内を参詣した後、八瀬・大原経由で鞍馬寺に参り、京都市中へと向かう」「比叡山廻り」

70)『滋賀県市町村沿革史』第四巻には、「六莊村は長浜町に東接する神照村とともに「郡内他村や隣接郡から人口を入れ、他方長浜や他県の大都市へ送り出している」(44-45頁)と記されている。また同書に、西黒田村・神田村の「流出先は明治期は長浜と目される郡内が第一で、近代工業の発展した大正期以後県外が主となる」(45頁)とされる。

71)『近江国滋賀郡誌(明治15年刊)』復刻版、弘文堂書店、1979年、507、520頁。

72) 田中 智彦 『聖地を巡る人と道』 岩田書院、2004年、26頁。

とよばれるルートにもあたっていた⁷²⁾。そもそも坂本村は、滋賀（近江）から京都にぬける様々なルートの一つ、八瀬越につながる場所であった。また、1889年の町村制施行以前の旧雄琴村は、17世紀中葉から明治維新にいたるまで「輪王寺法親王湯沐ノ邑」として坂本村の天台宗寺院、滋賀院の管理下にあった宮家領であり⁷³⁾、近世から坂本村とのつながりを有していたのである。

もうひとつの出寄留先として考えられるのは、これも隣接した堅田町である。こんにち守山市（旧野洲郡速野村）とのあいだに琵琶湖大橋の架かる堅田は、琵琶湖を挟む陸地間の距離が狭くなる場所であり、明治期においても大津を出た船が最初に寄港する湖上交通の要地であった⁷⁴⁾。1908（明治41）年に刊行された『地学雑誌』の雑報欄に椿山の署名で「琵琶湖航運業現況」という記事が見られ、当時あった湖上航路9つが記載されているが、そのうち8つが大津と琵琶湖内の湊を結ぶものであり、そのいずれもが堅田もしくはその沖にある堅田沖の島に寄港している⁷⁵⁾。また、雄琴村に編入された旧千野村の一部は近世には堅田藩領であり、そうした近世以来のつながりも考えられる。

出寄留を寄留先の地域区分ごとに見ると、さまざまな特徴が見えてくる。これまで指摘してきたように、犬上郡から外国への移住はたしかに目立つ。しかしそのばあいの「外国」にはカナダなどの北米だけでなく、勢力圏である植民地も含まれていた。外国寄留率についてみれば、それが5%を超える10村中9村までが犬上

郡の村であるし、愛知郡から阪田郡にかけての湖岸地帯が外国への出寄留の多い地域、つまり外国移住母村帯を形成している。しかし、植民地寄留率上位10村を見てみても、犬上郡の村が半数以上を占め、それは中山道沿いの内陸の村々にも及ぶのである。

また植民地、とりわけ朝鮮への出寄留に着目すれば、水上交通を含めた、主要な交通路を離れた山間地にも出寄留の多い村がある。甲賀郡の下田村・宮村は東海道を離れた山間村ではあるが、朝鮮だけでなく北海道への「移民」も多くいた。じっさい、甲賀郡は北海道への「移民」では犬上郡を上まわる人数を輩出している。

この北海道を含めた他道府県というのが、滋賀県からの出寄留百分比がもっとも高い地域区分である⁷⁶⁾。この地域区分への出寄留は人口の流動性の高い市町村が目立つことになる。こうした市町村は「まち」や入寄留の多い場所である。県内外から人を集め一方で、そこを本籍地とするものたちが県外に出ていく。その結果、人口流動性が高くなっているのである。

こうした「まち」は近代以前からの地域的な特徴を備えた人口集中地であるが、県内や郡内での移動においても、近世以来の地域的な結びつきに負うところが大である。近世の滋賀県、すなわち近江国は、少数の藩が広大な領域を支配するのではなく、幕府領、宮家領、寺領、中小藩領が点在、混在する場所であった。そのため、近江の地では隣村であっても領主が異なり、むしろ遠隔の地とつながっていることもあった。近世の幹線路である中山道・東海道の通る地と

73) 『近江国滋賀郡誌』、529頁。膳所藩儒臣であった寒川辰清によって享保19（1734）年に完成された地誌『近江輿地志略』にも雄琴村に滋賀院寺領があったことが述べられている。ここでは、大日本地誌体系刊行会による刊行本『近江輿地志略』上（136頁）によった。国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/952766> 最終アクセス日：2018年5月7日

74) 註26に記したように、堅田は中世から近世にかけて、ときの支配者から種々の特権を付与されてきた湊を持つ町であった。

75) 「琵琶湖航運業現況」『地学雑誌』 第20年239号、1908年、63頁。

76) 前稿でも引いたが、そもそも外国への移住者よりも北海道への移住者数の方が多いという指摘もある。平井 松午「近代日本における移民の創出過程と多出地域の形成——北海道移民と海外移民の比較から——」『歴史地理学』 第44巻1号（207号）、2002年1月、27-28頁。

して、領主を問わず宿場町への特別な夫役でつながることもあった。明治維新以降においても、こうした旧体制下におけるつながり、琵琶湖や河川を含めた水上交通あるいは陸上交通を介したつながり、産業によるつながりなど多様な地域間つながりが生きていたと考えられるのである。そうした旧来のつながりが県内・郡内の人々の移動を媒介したと見ることができよう。

結

明治・大正期の滋賀県における人の移動について、従来の研究では、いわゆる海外移住という視点から論じられることが大半であり、それ以外の移住、国内移住や植民地への移住といった論点が提示されることはほとんどなかった。もちろん、農村から都市への移住という近代的な現象があることは推測されていたが、鉄道の敷設に代表されるような「近代」によって惹起された現象としてのみ考えられてきた。

たしかに都市レベルで見るかぎりにおいては、人の移動が近代の影響を色濃く受けているように見受けられる。犬上郡からは多くの人々が外国へと出寄留した。また、出入寄留が集中するのは県庁がおかれた大津市およびその周辺に広がる滋賀郡、そして神崎郡の一市二郡となり、これらの地域において人口の流動性が高い。そしてその数値も、1907年よりは1918年の方がより高いし、出寄留百分比でいえば、1918年には県内での移動が減少し他道府県への出寄留が増えている。近代化の進展が三府を中心とした都市部への人口集中を生んだと見える。

しかし人の移動はかならずしも明治維新以降の状況によってのみ引き起こされたと単純に言うことはできない。たしかに、人口の流動性は近代の方がより高いし、外国や植民地への移動は近代の現象であるが、人の移動そのものは近代以前から存在し、近代以降になってその行き先が広がり、人数が増えただけとも解することもできる。

じっさい市町村レベルで見ると、人の移動傾向が近代による影響のみとは捉えられない。たとえば滋賀県にある203の市町村のうち、人口集中地、すなわち「まち」に都市圏である京都に隣接する滋賀郡の町村は入っていない。本籍／現住人口比が1を上まわり、入寄留が出寄留にまさり、入寄留率でも県全体の数値を超える「まち」は、大津市のほかに、栗太郡草津町、甲賀郡長野村、神崎郡八日市町、犬上郡彦根町、阪田郡長浜町、伊香郡木之本町の6町村であり、いずれも明治維新以前からの交通の要衝、城下町、宿場町である。

入寄留、出寄留双方をみても、人口の流動性が高いと見られる市町村は、宿場町や湊といった近代より前からの交通の要路や城下町、近世の商人類型である「近江商人」の輩出地であった。明治維新以前からもともと人の動きが盛んであった場所が高い流動性を示すのである。もちろん、近世までに人の移動が多かった土地のすべてが近代以降においても高い流動性を示すわけではないし、流入は少なく流出が多くなっていく場所もある。しかし、人口の流動性が高い場所はいずれも近世においてすでにそうであった。

出寄留先区分でもっとも高い割合を示す他道府県への出寄留についてみてみても、神崎郡からは2村、北五箇荘村と南五箇荘村、愛知郡からは愛知川町、蒲生郡からは日野町が上位10市町村に含まれているが、いずれも近世に「他国稼ぎ」に従事した「近江商人」輩出地であり、近世の人の流れがなんらかの形で影響していることを仮説としてたてられる。またそれは、水口や石部といった甲賀郡の東海道沿いのかつての宿場町からの出寄留が多いことによっても裏づけられるであろう。

従来の研究との関係でいえば、外国への出寄留が犬上郡に顕著なことは県統計書のデータでも確認できる。しかし、犬上郡からは非勢力圏である外国だけでなく、勢力圏である植民地への出寄留も多いことは新たな発見である。植民

地への出寄留率がもっとも高いのは甲賀郡の村であるが、植民地への出寄留者数がもっとも多いのは犬上郡彦根町であり、その人数はほかの市町村とは文字どおりけた違である。また植民地寄留率の上位10村をみても、6村が犬上郡の村である。犬上郡は非勢力圏だけでなく勢力圏を含めた海外への移動が目立つのである。

さらに犬上郡は、郡内での出寄留が多い場所でもあった。じっさい、郡内出寄留率上位10村には、犬上郡の4村が含まれている。もちろん外国・植民地への出寄留、郡内での寄留においてすべての町村が共通している訳ではないが、郡内における人の流動性の高さが、外国・植民地への連鎖移住を生んだ可能性がある。

明治・大正期の滋賀県における人の移動は、近世における移動を基盤とし、近代はその移動先の多様性と規模の増大をもたらした。人々は、近世、あるいはそれ以前から人が集中した県内の場所=「まち」に集まってきたし、「まち」からは県外へと人が出ていった。「まち」にせよ「まち」的な要素を持つ場所はいずれも、もともと外とのつながりを持つ場所であった。そうした場所への接触が、長距離の移動の契機たりえた。近代に入り、なんらかのきっかけが与えられたときに、それはときには海を越える移動にもなった。本稿からはこうした仮説を構築することができる。この仮説の実証には個々の具体的な移動事例が必要であることは言を俟たないが、寄留先を限定せず、町村レヴェルで人の移動を分析したことによって、新たな視点を得ることができた。

Migration In and Out of Shiga Prefecture during the Meiji and Taisho Periods

Tetsuya Banno

The purpose of this paper is to analyze human migration in and out of Shiga prefecture during the Meiji and Taisho periods based on data of the Annual Statistical Reports of the prefecture. This theme has been studied by some historical geographers who focused on emigrants to North America, especially Canada, but the perspective of migration has failed to clarify how the human movement with various destinations as a social phenomenon is interrelated. This study presents a new hypothesis about the social phenomenon for further studies.

This paper is divided into three parts. The first part, chapter 1, explains the legal terms of *tenseki* (転籍) and *kiryu* (寄留). These terms are necessary to the investigation of the human mobility in and out of Japan, but they have never been referred to in the studies targeting emigration to foreign countries. The second part, chapter 2, provides an analysis at the countywide level. During the Meiji and Taisho periods, Shiga prefecture had one city, named Otsu, and twelve counties. The investigation at this level confirms the thesis of previous studies and the presupposition that modernity affected human mobility. The last part, chapters 3 and 4, however, analyzing migration at the level of towns or villages, which counted 203 in Shiga, reveals the following two important points: 1) Modern patterns of migration from birthplaces to other destinations traced those during the premodern era. 2) Inter- and inner- county human movement may have stimulated emigration to Imperial Japanese's overseas colonies and other parts of the world. Although the impact of modernity influenced and amplified the migration, it would not always change the patterns and characteristics of human mobility.